

近畿ブロック災害廃棄物対策広域連携行動計画〔第3版〕
大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会
【マニュアル】

家屋解体マニュアル

令和4年3月

環境省近畿地方環境事務所

目次

はじめに	1
第1章 公費による家屋解体の概要.....	2
1． 損壊家屋等の解体.....	2
2． 公費解体の受付体制等の検討.....	3
2.1 公費解体の対象案件の選定	3
2.2 公費解体のためのルール作り	3
2.3 公費解体受付体制.....	3
2.4 賃貸物件や集合住宅の公費解体.....	3
3． 業者との契約	4
4． 工事発注のための積算を行う際の留意点	4
第2章 家屋撤去要望受付	6
1． 広報.....	6
2． 受付体制	6
3． 受付手順	6
3.1 受付等の流れ	6
3.2 撤去建物の滅失登記.....	8
3.3 関係課への情報提供.....	9
4． 進捗管理	9
第3章 現地調査.....	17
第4章 設計積算.....	19
1． 使用する積算方法・積算基準.....	19
2． 3社見積での留意点.....	19
第5章 アスベスト対策.....	22
1． 被災状況	22
2． 事前調査	22
3． 作業計画	22
4． 解体	23
5． 運搬.....	24
第6章 費用償還.....	25
第7章 国庫補助の適用（災害査定）	67
1． 災害等廃棄物処理事業（環境省）	67
2． 事業の流れ.....	67

3.	必要な情報.....	68
3.1	災害時の気象データ	68
3.2	行政区域図等、各種位置図、被災写真.....	68
3.3	災害廃棄物発生量の推計資料.....	68
3.4	事業費算出内訳の根拠資料	69
4.	留意点	69

はじめに

災害発生時に被災した家屋の解体は、原則として、所有者の責任によって行うこととなる。ただし、近年は当該災害が「特定非常災害」に指定され場合には全壊家屋とあわせて半壊家屋の解体も災害等廃棄物処理事業の補助対象とされた事例（いわゆる公費解体）が近年多くみられている（図表0-1）。

また、被災家屋の解体作業は、平時の廃棄物部局で対応する業務内容と大きく異なり、建築・土木の積算等のノウハウが必要となることから、自治体の廃棄物部局職員は災害時に公費解体の発注や補助金申請を実施するにあたり多大な労力を必要としてきた。

このため、自治体職員、特に廃棄物部局職員が家屋解体の一連の流れが理解できるよう家屋解体マニュアル（案）を作成した。

図表0-1 災害等廃棄物処理事業の概要

（参考）災害等廃棄物処理事業の概要①

災害等廃棄物処理事業費補助金								
災害等廃棄物処理事業は、市町村（一部事務組合・広域連合を含む）が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。								
対象の市町村	通常災害 被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村	被災市町村	事業費が標準税収入の一定割合を超えた市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2			1/2		
災害廃棄物処理基金	—	—	—	事業費の2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	—	事業費の2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	—	事業費の2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から標準税収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対処することなし、その元利償還金の57%について特別交付税措置※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100%	(1)災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100%	(2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	(2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	(2)災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置
合計	90%	95.7%	97.5%	事業費及び標準税収入により算出	97.5%	事業費及び標準税収入により算出	97.5%	最大99.7%
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象			対象		

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和3年 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）

第1章 公費による家屋解体の概要

1. 損壊家屋等の解体

損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなる。ただし、災害復興に当たって、被災自治体は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体を実施することができる。被害の状況によっては国の特例措置により、半壊家屋まで補助対象が拡大された場合もあるため、補助対象の適否は、災害発生後の環境省の通知を確認する必要がある。

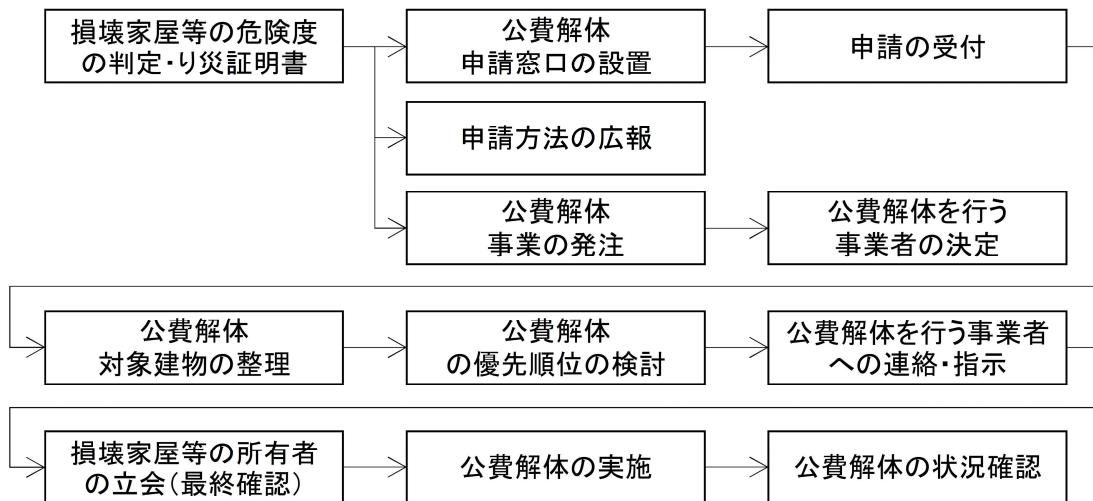
図表 1-1 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象

区分	全壊	半壊
撤去・解体	○	△
運搬	○	○
処理・処分	○	○

※○：適用、△：場合により適用

以下、公費解体の手順を示す。撤去・解体棟数が多い場合は事務量が膨大となるため、府内他部局からの協力を得て体制を構築することが必要である。また都道府県や他自治体からの支援を得たり、補償コンサルタント等の民間事業者へ委託することも検討する必要がある。

図表 1-2 公費解体の手順（例）



出典：災害廃棄物処理対策指針（改訂版）（平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）【技 19-2】p.1

2. 公費解体の受付体制等の検討

家屋等を公費により解体する場合、問題となるのは受付体制であり、受付に至る手続きやルールを定める必要がある。住民からの問合せが殺到することが想定されるため、災害の規模によっては回答例を用意し、コールセンターを設置して対応することが賢明である。

2.1 公費解体の対象案件の選定

- ①公費解体の対象はどういうものか（環境省の基準確認）
- ②非住家家屋への対応と、非住家で罹災判定ができない場合の対応の確認
- ③具体的な対象事例（または除外する事例）の絞り込み（例：敷地の地割のみで建物被害のないものは除外）
- ④基礎や一体的に解体されるブロック塀等、対象となる工作物の絞り込み
- ⑤敷地境界、解体物の特定

2.2 公費解体のためのルール作り

- ①公費解体のための規則または要綱、書類様式の制定
- ②申請受付期間の設定
- ③公費解体後の登記の扱い等

2.3 公費解体受付体制

- ①受付を市町村職員が行うのか、人材派遣等に委託するのかの方針決定
- ②受付期間に応じた受付場所の確保
- ③申請受理後の書類審査、現地調査の体制の決定
- ④市民向け広報の手法と時期、内容の検討（家財の扱い、電気・ガス・水道の本人による事前手続き等も含む）
- ⑤家屋解体事業者と申請者、市町村の3者現地打合せの方法
- ⑥解体前に申請者が行うべき事項の策定
- ⑦解体後発生する廃棄物の受入・処分体制の確認
- ⑧建設リサイクル法の適用、通知の確認

2.4 貸貸物件や集合住宅の公費解体

- ①所有者と入居者が異なる場合の必要書類（同意書）
- ②入居者の退去予定時期の明確化
- ③退去（見込）者の住居相談対応

3. 業者との契約

発災直後の危険家屋等の解体撤去は、災害協定を締結している業者などとの随契が多くなる。一方、罹災証明が発行されてからの公費解体については、申請件数が少ない場合には、1件ごとに解体工事の設計を行い、入札により業者を設定することが適切である。ただし、大規模災害においては、1件ずつの契約は現実的でなく、熊本地震では、県が解体標準単価を設定し、地域ごとに解体工事業協会会員で班編成を行って、順次計画的に解体工事が進められた。自治体で入札等を行う場合に、重機移動が可能な範囲で複数件をまとめて1件として入札・発注する等を実施している場合もあるため、被災状況に応じた対応が必要となる。

アスベスト含有成形板等のレベル3の建材は多くの家屋に使用されており、解体撤去工事に当たり、アスベストに関する事前調査が必要となる。(アスベスト使用建材は平成18年に石綿含有仕上塗材の使用が禁止されており、概ね平成19年以前に竣工した建物について調査が必要である。) 熊本地震では、被害を受けた家屋を解体する際に石綿含有成形板等石綿を取り扱う作業を行う場合は「石綿作業主任者技能講習」を修了した石綿作業主任者を選任し、特別教育を受けることが義務付けられた。

なお、業者は建築工事業、土木工事業または解体工事業の許可をもっていることが必須(鳶・土工事業だけで解体工事ができるのは平成31年までの経過措置である。)である。当該現場の請負金額によって必要な業許可が異なるため、建設部門に事前に確認しておくことが必要である。

4. 工事発注のための積算を行う際の留意点

損壊家屋等の解体後は土地の荒整地が行われるが、解体工事に支障のない庭木、庭石等の撤去は基本的に対象外である。

整地に伴う撤去物は土砂混じりがれきに近い組成が多い。この撤去物の処理方法としては最終処分を行う場合が多い。その残渣の処分にも費用を要するが、過去の災害事例ではその費用積算に含まれておらず、被災自治体の経費で処分せざるを得ない状況が散見された。そのため、工事発注の積算を行うに当たっては、府内関係部局(土木・建設部局等)へ確認し、残渣の処分を含めて積算を行う必要があることに留意が必要である。

なお、組成が土砂混じりがれきに近い場合で、土砂混じりがれきのふるい処理等を行う場合はその処理ルートで処理できないか検討する。土砂と石・コンがら等のがれきにふるい分けが可能であれば、埋立材としての利用が可能である、混合物が少なければ土捨場あるいは処分場での処理よりも安価な処理方法が選択できる。

建物の被災度合いに応じて、通常の積算で見積もることが困難な場合に3社見積を行って発注を実施する場合がある。この場合、災害後の会計検査において市の発注基準に適合

しているか確認される場合があり、3社見積でも解体の積算金額（予定金額）の算出を求められる場合があるため留意が必要である。

第2章 家屋撤去要望受付

家屋等の撤去を市町村が行うことについては、市町村の幹部会議等で方針を決定し、記者発表やホームページ等できめ細かに広報し、被災者からの撤去要望を受付けるための要望受付専用窓口を速やかに設置することが必要である。

1. 広報

記者発表やホームページへの掲載、庁舎や避難所への掲示 また、状況によっては現場で直接被災者へ案内を配布する。

2. 受付体制

庁舎内に専用の受付窓口のスペース、複数の電話回線を確保し、対応人員を配置する 配備物：パソコン、受付票、住宅地図、コピー機等

3. 受付手順

3.1 受付等の流れ

家屋撤去の要望受付に関しては、撤去対象となる全ての家屋所有者に対して、電話連絡等で意向確認を行う。

具体的な事務手順は別紙2「家屋撤去受付フロー」のとおりで、フロー図各段階での留意点は以下のとおりである。

3.1.1 事前準備

撤去要望の対象となる建物を把握するために、罹災証明書の発行状況等の管理を行っている担当課に情報提供を依頼する。平成30年7月西日本豪雨災害の例では、依頼等は省略して危機情報共有フォルダを利用して、作成した罹災台帳（罹災証明の発行一覧）のエクセルデータにより情報を収集した。場合によっては、膨大なデータを処理する必要があるため、提供依頼をする場合においても紙媒体ではなく、データの編集が可能な状態で情報を収集する必要がある。

3.1.2 一覧表（家）の作成

罹災台帳から対象家屋を抽出して一覧表（家）に転記する。転記時の入力誤りを防止するため、一覧表（家）は基本的に罹災台帳に合わせたファイルレイアウトとすることがぞましい。（一覧表（家）の各項目は下表のとおり）。

なお、罹災証明は借家人等からも請求できるため、所有者と借家人の重複に留意し、所有者情報のみ転記するよう注意すること。

また、罹災者の連絡先が罹災台帳には記載されていない場合があることから、別途、罹災証明の受付窓口で担当部署へ電話連絡等により照会を行う。

なお、罹災程度の判定は再調査により変更となることがあるため、罹災台帳は週毎に確認するようにし、可能であれば、変更があった場合は通知をもらえるような体制を整えることが望ましい。

【一覧表（家）の項目】

NO	項目名	入力の要否	備考
1	家屋番号	-	管理用の一連番号(受付班で附番)
2	受付日	-	罹災台帳からの転記項目
3	証明書番号	-	"
4	領収書番号	-	"
5	申請者	-	"
6	罹災世帯主	-	"
7	提出先	-	"
8	罹災建物の場所	-	"
9	罹災建物	-	"
10	罹災原因	-	"
11	整理番号	-	"
12	被害の程度	-	"
13	その他入力	-	"
14	備考	-	"
15	調査区分	-	"
16	施行日	-	"
17	電話番号	要	担当課に照会を行い入力
18	携帯番号	任意	担当課に照会を行い入力
19	連絡先入手方法	任意	電話番号の入手元を入力するメモ項目
20	土砂撤去受付番号	任意	同一人からの土砂撤去の要望がある場合に土砂撤去の受付番号を入力
21	意向調査日	要	要望受付票(家)から意向調査年月日を入力
22	意向確認職員	要	要望受付票(家)から意向確認職員を入力
23	聞き取り結果	要	意向調査時のメモを入力
24	備考	任意	任意のメモ項目
25	撤去要望	要	撤去希望の場合に「撤去要望」を入力
26	法務局家屋番号	要	登記されている場合に登記簿の家屋番号を入力
27	乙区（抵当権）有無	要	対象家屋に抵当権が設定されている場合に「抵当権」または「根抵当権」を入力
28	承諾書取得日	要	抵当権が設定されている場合に承諾書の取得年月日を入力
29	同意書取得日	要	同意書(家)の取得年月日を入力
30	地番	任意	対象家屋の底地番を入力
31	課税面積 (m ²)	要	未登記家屋について固定資産税課に照会した床面積を入力
32	登記面積 (m ²)	要	登記されている家屋について登記面積を入力
33	滅失対象建物	要	登記簿に記載されている全ての建物を解体する場合は「全部」解体されない建物がある場合「一部」を入力 「一部」を入力した場合はコメントで撤去対象建物を入力（例：二階建瓦ぶき土蔵等）
34	家屋解体業者名	要	施行業者を要望受付票(家)から入力
35	解体開始日	要	解体開始日を要望受付票(家)から入力
36	解体完了日	要	解体完了日を要望受付票(家)から入力
37	被災状況写真	要	現地調査写真の有無を入力
38	撤去完了写真	要	解体完了後の現場写真の有無を入力
39	解決区分	要	案件の解決後に「解体撤去」等の理由を入力

3.1.3 要望受付票(家)の作成・調査依頼

作成した一覧表(家)を基に、要望受付票(家)を2部作成して一部を受付班でファイリングして保管、一部を現場班へ送付して意向調査を行う。

3.1.4 一覧表(家)へ調査内容の入力

現場班で行った意向調査、現地調査等の結果を提出された要望受付票(家)に基づき入力する。その際、位置図等の添付書類が全て揃っていることを確認すると共に、次の点について確認し、必要に応じて現場班へ補正・確認を求める。なお、抵当権者の承諾には時間を要する場合が多くあるため、承諾書等の添付書類が不足するものについては、調査済の要望受付票(家)を受付班で一時保管し、全ての書類が揃うまで管理する。

【確認事項】

- ・撤去対象となる家屋が位置図及び写真で正確に確認できること（複数棟ある場合に特に注意）。
- ・登記されている家屋の場合、登記簿上でどの家屋であるかを特定できること（複数棟ある場合に特に注意）。
- ・登記簿に記載されている構造、面積等と撤去対象建物に大きな乖離がないこと。
(乖離が生じた場合には現況面積が優先されるため現況面積（延床）のデータを残す。)
- ・罹災台帳上の「住家」又は「非住家」の区分と撤去対象の建物が矛盾しないこと。

3.1.5 未登記家屋の調査

未登記家屋については、家屋撤去に係る委託費用を固定資産税の評価面積を参考とするため、固定資産税の担当課に照会依頼し、調査する。照会については、同意書(家)による本人同意を根拠に行うこととなるが、固定資産税の納稅義務者以外の者から同意を得ている場合は、守秘義務に抵触し回答を得ることができない。

未登記の家屋については、固定資産税の納稅義務者（原則として登記名義人）から同意を得るように現場班に事前に周知する。ただし、自費撤去（費用償還）ではなく公費撤去の場合は現況面積で解体は可能であるため、調査に時間要する場合は現況面積を取得する。

3.2 撤去建物の滅失登記

撤去した家屋が建物登記されている場合は、被災者支援策として、法務局の職権による滅失登記が行われる場合がある【参考資料】。

撤去した家屋について、「撤去家屋一覧」、「撤去前後の写真」及び「位置図」を作成し、月毎で法務局へ情報提供を行った場合、登記完了までは概ね2か月かかる。

なお、滅失登記が行われるのは、登記簿に記載されている全ての建物が滅失した場合のみであり、登記簿に記載されている建物の一部が残っている場合には滅失登記は行われないことに留意する。（例：蔵のみを撤去して母屋が残っている場合等）。

この場合は、所有者自らが変更登記の手続きを行う必要があるが、変更登記には解体業者が発行した家屋の解体証明書が必要となるため、変更登記を行う家屋については、施工業者へ解体証明の発行依頼を行う必要がある。

3.3 関係課への情報提供

3.3.1 固定資産税担当課

災害により罹災した家屋のうち、固定資産税の賦課期日である罹災後の1月1日までに撤去された家屋（自費撤去を含む）については固定資産税が賦課されない。

1月1日時点に現存する家屋については、本来であれば固定資産税の賦課対象となるが、平成30年7月西日本豪雨災害では、撤去要望が出されている事実をもって減免措置を適用している自治体がある。このため、固定資産税の賦課担当課に自治体で撤去した家屋（自費撤去を含む）及び撤去要望がなされている家屋について、適宜情報提供を行う必要があり、手順等について固定資産税担当課と協議のうえ調整する必要がある。

3.3.2 被災者再建支援金の交付担当課

自治体で行う被災者支援策のひとつである、被災者生活再建支援金の支給に関して、住宅を解体した場合に支給額が変更となる場合があることから、支給額等の算定資料として被災者再建支援金の交付担当課に、自治体で撤去した家屋（自費撤去を含む）について、適宜情報提供を行う必要があり、手順等について担当課と協議のうえ調整する必要がある。

4. 進捗管理

家屋撤去の進捗状況の管理のために、日次で地区ごとの受付件数等を、家屋(全壊・半壊)にわけて進捗管理総括表に集計を行う。

プレスリリース等のため、各時点での進捗状況を求められることがあるため、集計結果は隨時上書き更新せずに保存しておくことが望ましい。

家屋撤去受付フロー

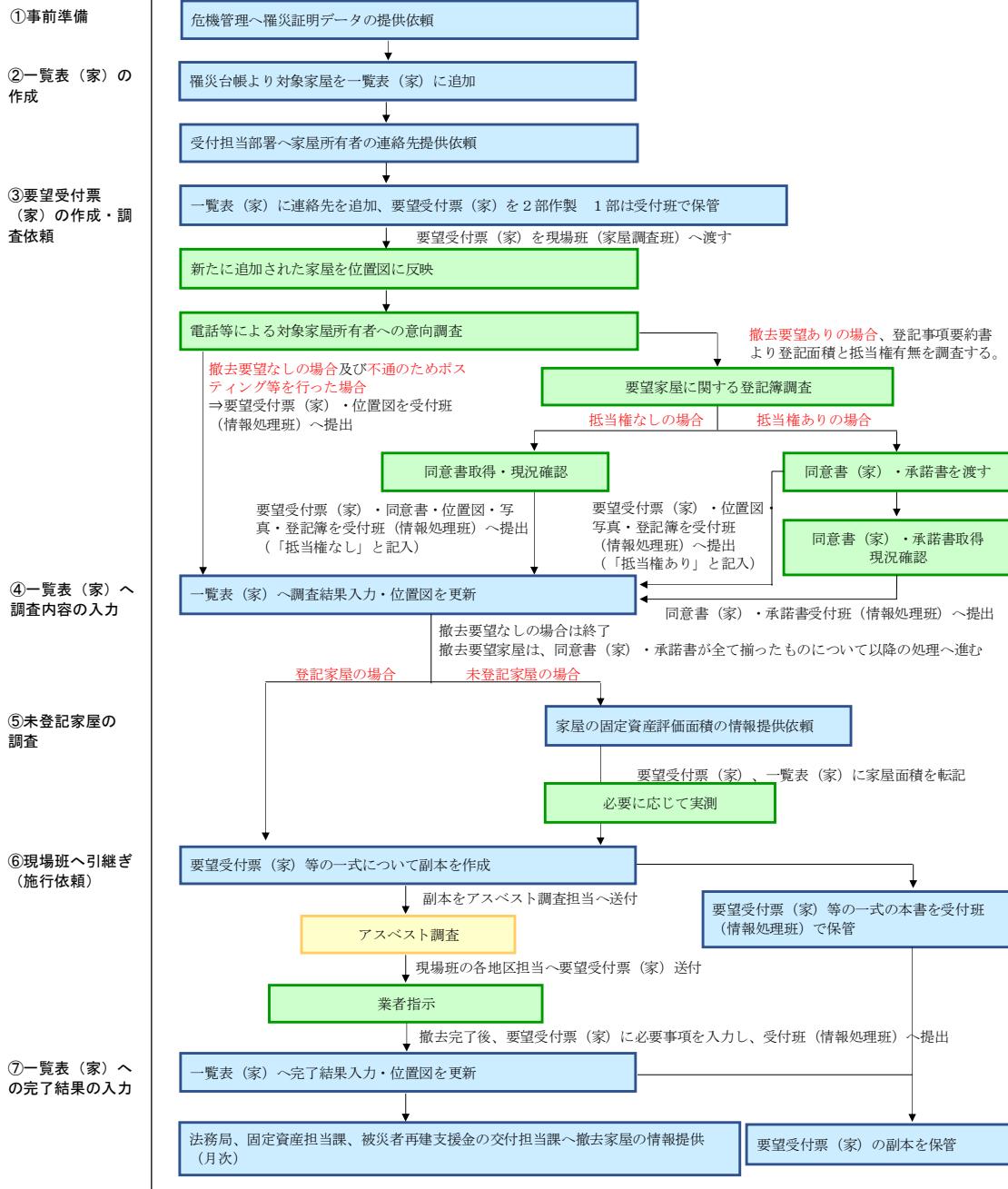
別紙2

【凡例】

受付班（情報処理班）※

現場班（家屋撤去班）※

現場班（アスベスト担当）



記載例

【様式1】

受付班で附番

家屋番号

1

家屋撤去に関する要望受付票

申請者、建物情報

受付班で記載

罹災世帯主 (所有者・借家人等)	住所 (所在地)	市 一丁目××-××	
	氏名 (よみ)	● ● ● ● (▲ ▲ ▲ ▲)	
	連絡先	082-×××-×××	090-××××-×××
罹災建物の場所	町××-××		
罹災建物	非住家	被害の程度	半壊

意向調査

現場班で記載

意向調査日	○○/○○/○○
調査職員	○○課 ○○
調査結果	家屋撤去要望 / 検討中 / リフォーム / 自費撤去済
備 考	撤去要望

同意書

同意取得希望日	○○/○○/○○
同意取得日	○○/○○/○○
調査職員	○○課 ○○
撤去希望時期	荷物の運び出し後 (○月頃)
撤去時の立会	希望する / 希望しない
業者からの連絡可	可 / 不可
着手前確認事項	家屋引込み線等 有 / 無 ※引込み線がある場合は個人より各企業へ連絡してもらう。
備 考	No. 1 6 5の別棟の蔵

撤去対象の家屋が明確
になるよう、場合に
よっては写真にメモ、
航空写真の添付等を行
い受付班へ送付するこ
と。

作業関連

撤去完了後に現場班で記載

作業着手日	○○/○○/○○
施工業者	△△工業㈱
作業完了日	○○/○○/○○
完了確認職員	○○課 ○○
備 考	滅失登記の日付となる ため忘れず記載。

【様式2】

市整理番号

市提出用

被災家屋の撤去に関する同意について

_____により発生した土石流や大規模な河川氾濫により全壊、大規模半壊又は半壊認定の罹災証明を受けた被災家屋については、二次災害の防止と早期の復旧・復興を図るため、家屋の権利者からの依頼に基づき、___市が土砂等の撤去工事にあわせて当該被災家屋を撤去します。

撤去の依頼に際しては、次の事項への同意をお願いします。

- 撤去工事の際にやむを得ず、堆積土砂や当該家屋に紛れた財産を破損または処分する可能性があります。
- 作業内容等について、請負業者より直接連絡をさせていただく場合があります。
- 当該家屋に抵当権が付されている場合は、撤去について抵当権者の承諾が必要となるため、抵当権者の承諾書を併せて提出していただく必要があります。
- 登記されていない家屋については固定資産課税台帳の「床面積」及び「構造」を確認させていただきます。
- 撤去後の建物滅失登記については___市と___法務局において手続きさせていただきます。
- 工事着手までに長期間を要す場合があり、同意書を提出された場合でも、施工が著しく困難な場合等においては、工事を確約するものではありません。

上記のこと及びその他 ___市職員が説明した内容について、当該家屋の権利者の代表として同意し、___市へ当該家屋及び宅地内の土砂等の撤去を依頼します。

令和 年 月 日

住所 市 区

氏名 連絡先 ()

依頼場所 • 市

• 上記住所と同じ

• 市職員に現地で説明した範囲

【様式3】

_____市整理番号_____

依頼者控え

被災家屋の撤去に関する同意について

_____により発生した土石流や大規模な河川氾濫により全壊、大規模半壊又は半壊認定の罹災証明を受けた被災家屋については、二次災害の防止と早期の復旧・復興を図るため、家屋の権利者からの依頼に基づき、____市が土砂等の撤去工事にあわせて当該被災家屋を撤去します。

撤去の依頼に際しては、次の事項へ同意をお願いします。

- ・ 撤去工事の際にやむを得ず、堆積土砂や当該家屋に紛れた財産を破損または処分する可能性があります。
- ・ 作業内容等について、請負業者より直接連絡をさせていただく場合があります。
- ・ 当該家屋に抵当権が付されている場合は、撤去について抵当権者の承諾が必要となるため、抵当権者の承諾書を併せて提出していただく必要があります。
- ・ 登記されていない家屋については固定資産課税台帳の「床面積」及び「構造」を確認させていただきます。
- ・ 撤去後の建物滅失登記については____市と____法務局において手続きさせていただきます。
- ・ 工事着手までに長期間を要す場合があり、同意書を提出された場合でも、施工が著しく困難な場合等においては、工事を確約するものではありません。

上記のこと及びその他____市職員が説明した内容について、当該家屋の権利者の代表として同意し、____市へ当該家屋及び宅地内の土砂等の撤去を依頼します。

(問合せ先)

○○市○○課

電話番号○○○-○○○-○○○○

【様式4】

市整理番号

令和 年 月 日

承 諾 書

下記建物を解体・撤去し、建物滅失登記を申請することについて承諾します。

記

不動産番号

所 在 市

家屋番号

種類

構造

床面積 1階 m^2 、 2階 m^2

抵当権者

(住所)

(名称)

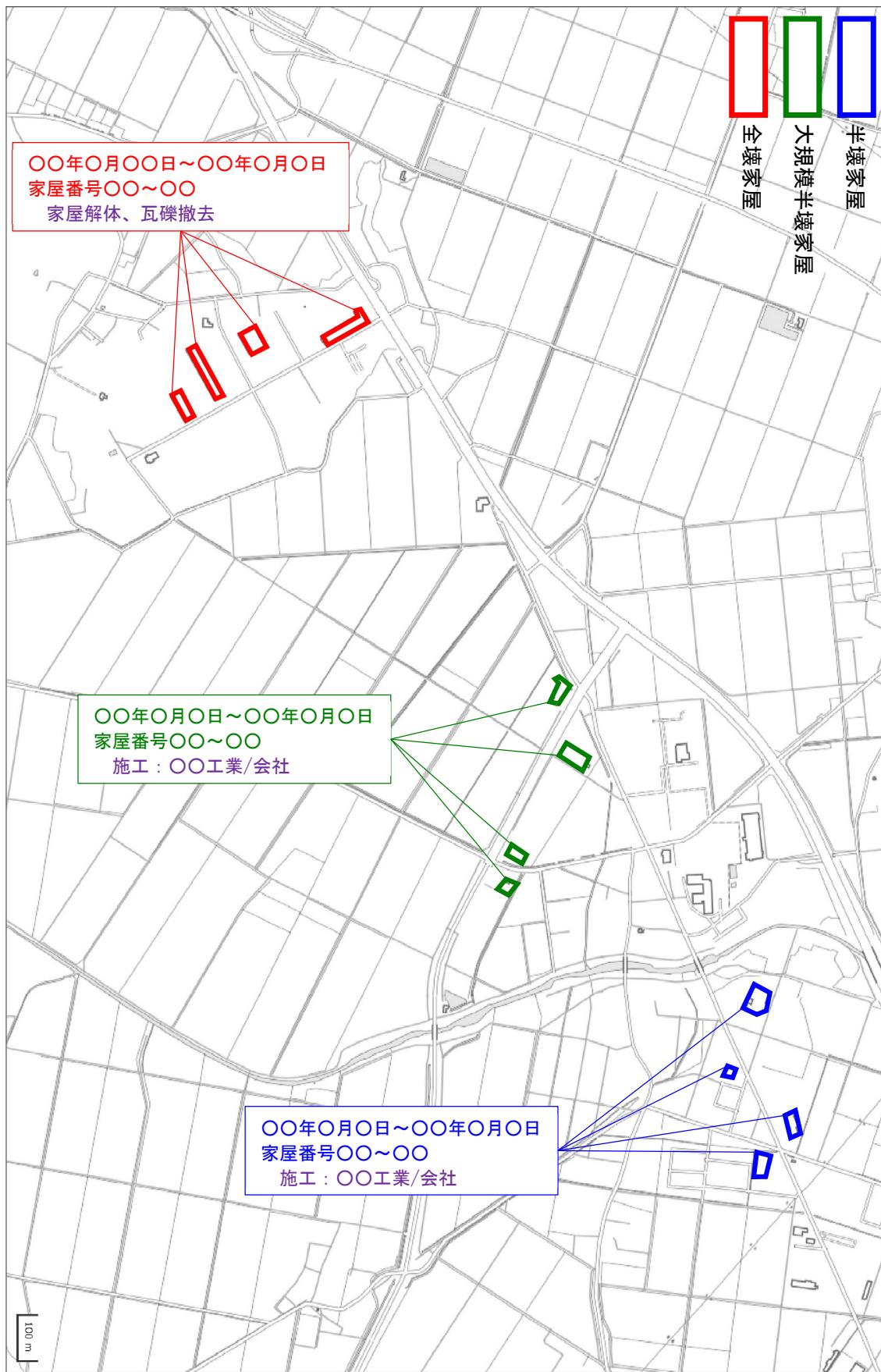
(代表者)

(印)

【様式 5】

令和〇年〇月〇日時点
〇〇課
家屋撤去の進捗状況

地 区		被災区分	要望件数 ①	撤去済 ②	進捗率 ②/①	残数	撤去が残っている主な地区 完了見込み
__町		全壊					
		大規模半壊					
		半壊					
		小計					
__町		全壊					
		大規模半壊					
		半壊					
		小計					
__町		全壊					
		大規模半壊					
		半壊					
		小計					
小計							
__町		全壊					
		大規模半壊					
		半壊					
		小計					
__町		全壊					
		大規模半壊					
		半壊					
		小計					
小計							
__町		全壊					
		大規模半壊					
		半壊					
		小計					
__町		全壊					
		大規模半壊					
		半壊					
		小計					
小計							
合計		全壊					
		大規模半壊					
		半壊					
		小計					



第3章 現地調査

要望受付票に基づき、土地又は家屋所有者の立会のもと要望箇所を事前に調査し、施工に伴う諸事項について同意を得る。

< 調査時の確認事項 >

- ・立会人の身元（特に代理人等である場合）
- ・要望者の情報（在住または避難先等）
- ・罹災証明と被災状況の確認
- ・同意書等への署名の説明を行う。
- ・施工に関する諸条件の説明（電気ガス等の停止、接続の解除、家屋内の私財搬出等）
- ・建設機械による施工の可否（前面道路、進入路、交通規制等）、施工の現実性の確認
道路幅、公道までの距離等を計測して資料を残す。

※施工が困難と思われる場合は、受付を保留し対処法を検討する。

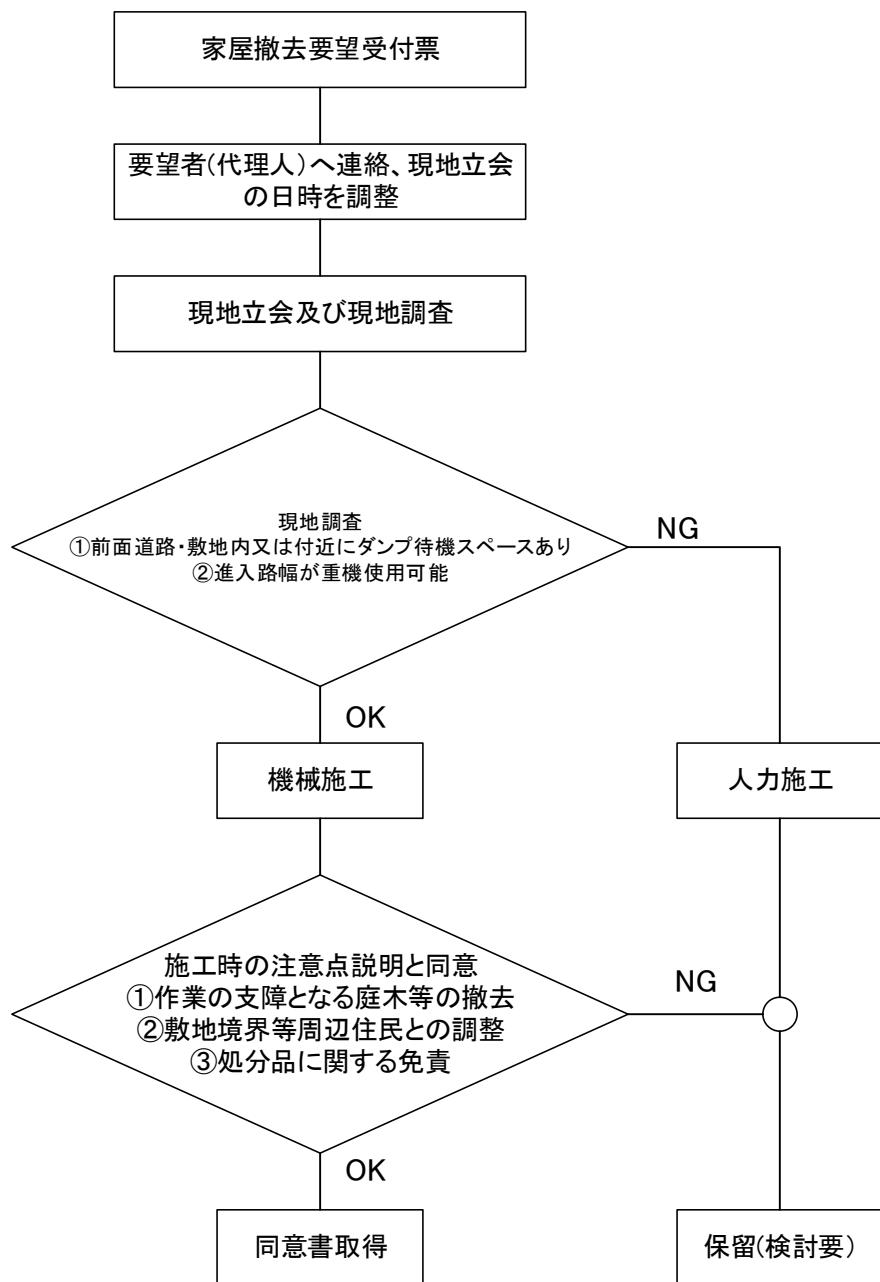
接続道路が狭隘で重機等の使用が困難な場合

接続道路の崩落等による通行困難な場合

- ・対象家屋の延べ床面積について現場でメジャー等を用いて計測し登記等との整合を確認
齟齬が大きい場合は現況面積を採用する。
(倒壊の恐れがある場合においては計測等は実施せず写真等と延べ床面積の資料で施工事業者と協議する。)
- ・近隣に同様の被災箇所がある場合は、積極的にこちらからPRする。

※なお、被災地において調査名目での費用聴取等詐欺や類似する営業行為等が発生している場合があるため、本調査による費用発生がないこと、公費解体において庭木、囲障等の追加工事を申請者が実施する以外の費用発生がないこと等を説明し、不明確な費用請求等があった場合は自治体の担当者に連絡することとして連絡先等を通知する。

図表 3-1 現地調査フロー



第4章 設計積算

緊急の撤去を除き、都道府県の工事積算書をベースに解体工事費を積算する。都道府県の工事積算書では対応できない工種が発生した場合は、各種公的歩掛、パッケージ積算等を利用して積算を行うことも可能であるが、使用した積算基準と数量について災害査定等への対応として説明資料を残すようにする。人力小運搬のように都道府県の工事積算書の仮設工事費に追加することで積算が可能な場合は、都道府県の工事積算書に追記することで比較的簡便に積算が可能な場合もある。

歩掛、パッケージ積算等でも積算が困難な場合は、事業者に見積を依頼して必要な部分の積算根拠を見積で補うことも可能である。

二次災害の恐れがある場合や周辺の生活環境への影響が見込まれる場合、特に発災後1～2か月は3社見積等により緊急随契を行うこともあるが、金額だけでなく工事内容について説明が可能な見積書であることが望ましい。人工積算等の見積書の場合は、可能であれば別途見積事業者にヒアリング等を行い、どの作業に何人工かかるのか見込みであるのか資料を残すようにする。また、見積に対して単価設定による出来高精算が可能か検討を行う。

1. 使用する積算方法・積算基準

可能な限り、都道府県の工事積算書を使用する。追加工種で発生が多い工事について積算方法について参考事例を記載する。

・小運搬（接続道路等が狭隘であったり階段のみで接続されている場合で発生する。）

国土交通省等のパッケージ積算が利用可能であると考えられるが、家屋解体の場合は運搬する体積値(m³)をどのように設定するか検討が必要となる。

一例として、環境省の原単位から1軒117tとして、災害廃棄物対策指針の組成別発生量から柱角材、可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くずの比率で重量を按分し、それぞれの組成の単位体積密度を既往文献等から求めて体積値に変換する等が考えられる。

・家財の撤去

(原則として所有者に家財の移動、撤去を依頼する。)

現地状況により残置物の量が異なるため、事業者による見積を行うことになる。

・交通誘導員

被災自治体で単価設定がない場合は、各県の労務単価表、建設物価等から設定することになる。

2. 3社見積での留意点

建設・土木系の事業者の場合、通常経費率（諸経費、一般管理費）が30%～60%程度で積算が行われることが多い。しかし、環境省の災害等廃棄物処理事業を活用する場合は原則的に諸経費率が15%となり超過する部分は査定で協議することになる。

○○県の様式がベース
【基礎撤去の際に用いる】

※計算式、各種係数、数値、単価等は災害発生時のもので見直すこと。

■番号：

倒壊家屋等の解体工事費積算書（木造家屋）

1. 所有者名 ○○ ○○

2. 住所

3. 延べ床面積

4. 1階床面積

5. 建物の種別 木造 2階建て

6. 解体工事費（基礎解体を含む）

7. 運搬費（基礎部を含む）

8. 解体工事費（6. + 7.）

9. 諸経費（15%）

10. 解体工事費（諸経費込み）

11. 消費税（8%）

12. 合計金額（税込、諸経費込）

（注）運搬費について、路地等でダンプの進入が出来ず、手押し運搬等で行なう場合は、別に積算する。

（注）廃棄物処理費用は解体工事費に含まない。

m² 延べ床面積

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

円 円

</

○○県の様式がベース
【基礎撤去の際に用いる】

※計算式、各種係数、数値、単価等は災害発生時のもので見直すこと。

■番号：

倒壊家屋等の解体工事費積算書（木造家屋）

1. 所有者名 ○○ ○○

2. 住所

3. 延べ床面積

m²

延べ床面積

4. 1階床面積

m²

5. 建物の種別 木造 2階建て

6. 解体工事費（基礎部を含む）

76,516 円

7. 運搬費（基礎部を含む）

144,258 円

8. 解体工事費（6.+7.）

220,774 円

9. 諸経費（15%）

33,116 円

10. 解体工事費（諸経費込み）

253,891 円

11. 消費税（8%）

20,310 円

12. 合計金額（税込、諸経費込）

274,201 円

（注）運搬費について、路地等でダンプの進入が出来ず、手押し運搬等で行なう場合は、別に積算する。

（注）廃棄物処理費用は解体工事費に含まれない。

■運搬に関する条件

・家屋単木造（混載）
・基礎単木造家屋の基礎
・積載 4t

■積算条件

①がれき発生量 C (家庭部) = 0.405 m³/m²
②がれき発生量 C (基礎部) = 0.134 m³/m²
③運搬速度 V = 10 km/時
④運搬距離（往復）L = 63 km
⑤積込等による待ち時間 α = 16 分
⑥ダンプ 1時間当たりの経費 A = 5,088 円/時
⑦1台当たりの積載土量 q × f = 3.72 m³ (混載)
⑧1台当たりの積載土量 q × f = 2.50 m³ (ガラ)
・基礎部の解体費（算出式 2.）を含む
・基礎部から発生する廃棄物の運搬費（算出式 5.）を含む

1. 解体工事費（木造家屋部）

解体工事費 I											
A	α	B	β	—	係数	延べ床面積	I	II	解体工事費 (合計)		
円/m ²		円/m ²		—	—	m ²	円	円	円	円	円
6,040	0.333	3,750	0.667	—	—	1,051	0.0	0	0	0	0

A 手解体費
(円/m²) を入力

α 手解体費の割合
(割合が不明の場合は 1/3 以下)

B 機械解体費
(円/m²) を入力

β 機械解体の割合
(1 - α)

（消費税・諸経費抜き）		仮設工事費	解体費
I		II	(合計)
—	—	—	—
係数	延べ床面積	解体工事費 (木造)	解体工事に 係る仮設工 事費
—	m ²	円	円

1-1. 仮設工事費 II		数量(m ²)	単価(円/m ²)	金額(円)
共通仮設費		0	680	0
足場掛け等		0	1,643	0
防塵シート		0	953	0
合計				

■解体工事費 I 算出式（木造）

解体工事費 I = (A × α + B × β) ÷ 1.051 × 延べ床面積 (m²)

2. 解体工事費（基礎部）（消費税・諸経費抜き）

木造建物基礎解体費 一階床面積 (木造建物基礎部)

円/m² 円 m²

1,057 72.39 76,516

※家屋等の解体工事の期間を10日間と想定して積算。

3. 解体工事費（木造家屋部+基礎部）

解体費（合計） 木造家屋部 + 基礎部 = 解体工事費（合計）

= 0 + 76,516 = 76,516

解体費と運搬費を計上

4. 解体工事に伴う廃棄物運搬費（木造家屋部）

（消費税・諸経費抜き）												
常数	運搬速度 (③)	運搬1km 当たりの所要時間	運搬距離 (④)	積込み等 による待 ち時間 (⑤)	運搬、積 下ろしに 要する時 間 (分)	q × f (⑦)	係数	1時間當 たりの運搬土 量 (m ³ /時)	ダンプ 1 時間當 たりのがれ き発生量 (⑥)	単位面積當 たりのがれ き発生量 (①)	延べ床面 積	家屋部運搬 費
V	β	L	α	Cm	q × f	E	Q	A	C	m ²	円	
60	km/時	分	往復 : km	分	分	分	m ³	円	m ² /m ³	m ²	円	

時速を入力 (10 km/h 以上)

運搬距離 (往復を入力)

積込み等による待ち時間 (16 分以下)

木質系 58%+ガラ系 42%

5. 解体工事に伴う廃棄物運搬費（基礎部）

（消費税・諸経費抜き）												
常数	運搬速度 (③)	運搬1km 当たりの所要時間	運搬距離 (④)	積込み等 による待 ち時間 (⑤)	運搬、積 下ろしに 要する時 間 (分)	q × f (⑦)	係数	1時間當 たりの運搬土 量 (m ³ /時)	ダンプ 1 時間當 たりのがれ き発生量 (⑥)	単位面積當 たりのがれ き発生量 (①)	1階床面積	基礎部運搬 費 1 m ² 当たり の単価 (円)
V	β	L	α	Cm	q × f	E	Q	A	C	m ²	円	
60	km/時	分	往復 : km	分	分	分	m ³	円	m ² /m ³	m ²	円	

時速を入力 (10 km/h 以上)

運搬距離 (往復を入力)

積込み等による待ち時間 (16 分以下)

ガラ系

RC (ガラ系)

基礎部 木造家の基礎

RC造家の基礎

※V ≥ 6km/h 時 (交通渋滞の解消策を図り、出来る限り V ≥ 10とする)

※α ≤ 16分

注) 路地等でダンプの進入が出来ず、手押し運搬等を行う場合は、別に積算する。

◇算出式

①運搬費 (円) = (A / Q) × C × 延べ床面積 (m²)

A : ダンプ 1時間当たりの経費 (円/時)

Q : 1時間当たりの運搬土量 (m³/時)

C : 単位面積当たりのがれき発生量 (m²/m³)

②Q = (60 × q × f × E) / Cm

Q : 1時間当たりの運搬土量 (m³/時)

q × f : 1台当たりの積載土量

E : 係数 (0.9)

Cm : 積込み、運搬、積下しに要する時間 (分)

= β L + α

= (60/V) × L + α

V = 運搬速度 (km/時)

L = 運搬距離 (往復 : km)

α : 積込等による待ち時間 (分)

第5章 アスベスト対策

建築物等の解体においては、石綿障害予防規則第3条第1項によりアスベスト（石綿）の有無を「事前調査」する義務が定められており、解体着手前に調査を実施する必要がある。調査能力を有する専門業者は限られており、調査には相当の日時を要すため、いち早く調査を依頼する必要がある。また、下請け解体業者に有資格者がいる場合は、請負工事内で調査を行うことも有効である。

ただし、既に倒壊している家屋や倒壊の恐れがあり立入調査が困難である家屋については、事前調査を実施せず、アスベスト含有建材が含まれる家屋とみなす「みなし解体」を行う。

アスベストの飛散を防止するため、解体作業時は散水や薬液の塗布により湿潤化を図ることとし、現場から発生したアスベスト含有建材はフレコンバックなどで梱包して他の廃棄物と分離して仮置場に集積し、専門業者へ処理を委託する。

1. 被災状況

- ・被災家屋を確認し、立入調査が可能であるか判断する。
- ・危険性が高い場合は、事前調査を実施せず「みなし解体」とする。
- ・立入調査が可能であれば、事前調査を実施する。

2. 事前調査

有資格者による事前調査を行い、調査結果を書面（調査票）にて提出させる。

一般家屋から検出される主な建材

レベル1建材 吹付け材（リシン・じゅらくなど）

飛散性が高い、分析調査により判断

レベル3建材 成形板（スレート・石膏ボードなど）※みなし建材を含む

飛散性が低い、分析調査不要

3. 作業計画

調査結果から、アスベストが含まれる（みなし建材を含む）家屋は、解体及び処理方法について検討が必要となる。また、含有建材の種類及び現場状況に応じた作業計画を検討する。

レベル1建材

飛散性が高いため、解体及び処理方法の検討が必要となる。また、届出書（施工計画）を関係機関へ提出する必要がある。除去したアスベストは、梱包し対象家屋から直接処分場へ搬出する。（※処分場での受入が可能か確認が必要であり、自治体の処分場での受入ができない場合は産業廃棄物処理事業者等に委託処理を行う。）

レベル3

建材飛散性は低いが、破碎時に飛散が起こるため、原則として切断や破碎を行わず、手作業によって丁寧に取り外す。やむを得ず破断する場合は、適切に湿潤化するなどの対応をとる。除去したアスベストは、梱包し指定場所（仮置場など）へ搬出する。

※「みなし解体」は、レベル3建材が含まれる家屋として解体する。

対象建材	根拠となる法令など	届出名称	届出先	届出期限	届出義務者
レベル1・3	建設リサイクル法	法第11条	通知書	建築担当課	作業前 工事発注者
レベル1	大気汚染防止法	第18条の15 第1項	特定粉じん 排出等 作業実施届 出 書	環境保全担当課	14日前 工事発注者
レベル1	労働安全衛生法	法第100条 石綿障害予防規則第5条	建築物解体等作業届	労働基準監督署	作業前 事業者

アスベストを含む解体工事の届出に係る法令の規定

4. 解体

原則、手ばらしによる解体を行う。やむを得ず、破断する場合や手ばらしが困難な場合は、湿潤化するなどの対策を取る。解体業者は公共工事の受注が少ないため、作業方法（湿潤化・隣家養生・過積載）や工事掲示物の確認を行う。（事前調査を実施した場合、解体着手までに調査結果を公衆の見やすい場所に掲示しなくてはならない。）

※レベル1建材については、アスベスト除去工法の選定や作業場の隔離などが必要となる。

5. 運搬

現場から発生したアスベスト含有建材は、フレコンバックなどに梱包し、仮置場内の指定場所へ搬出する。その際、内容物がアスベストであるとわかるよう明示するとともに運搬時の飛散防止に努める。

また、飛散防止のため、途中での積替えは極力避ける。

※レベル1建材については、発生場所から受入先へ直接搬出となる。

<関係法令>

- ・石綿障害予防規則 厚生労働省
- ・労働安全衛生法 厚生労働省
- ・大気汚染防止法 環境省
- ・建築リサイクル法 環境省

<参考>

- ・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）
平成29年9月環境省 水・大気環境局大気環境課
- ・石綿障害予防規則各種パンフレットなど
(平成26年6月1日から、改訂「石綿障害予防規則」が施行されます)
(労働者の石綿ばく露防止装置の実施に当たっての留意事項)
- ・大気汚染防止法各種パンフレットなど
(解体工事等を始める前に)

第6章 費用償還

費用償還の制度は、豪雨などにより甚大な災害が発生した場合、特例措置により損壊した被災建築物及び被災民有地内に流入した土砂混じりがれきなどの災害廃棄物について、本市に代わって自らの費用負担によって撤去を行うことで生活環境保全上の支障を除去したものに対して、自費撤去に要した費用の償還を行うものである。

平成30年7月豪雨災害時において、被害が甚大で社会的経済的影響は極めて大きなものとして、環境省の国庫補助が適用されることとなった（環境省通知「平成30年7月豪雨にかかる災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成30年8月17日環循適発第1808171号））ため、費用償還の事務を自治体で行った。

対象は基本的に公費による撤去方針と同様であるが、個人によるものであるため工事費用はまちまちであり、根拠資料も不足しがちである。よって、必要書類や写真等について被災者への事前のPRを徹底し、提出すべき書類の充実を図る必要がある。

通常の国庫補助（標準的な単価）の範囲では、実費との乖離により個人負担が生じる場合が多いため、個別に対応できるよう適正価格の取り扱いについて環境省との綿密な協議が必要となる。

費用償還は上記の様に工事費用・内容等が適正であるか精査が必要となる場合があるため、事務処理、積算等が煩雑である。熊本地震等では利用不可とした自治体もあるが、被害家屋数が多い場合には公費撤去のみでは生活再建までの期間が長引くことも考えられるため可能な限り対応を行う。ただし、費用負担の適正化の観点から支払い基準等については要綱等作成時に十分な検討を行い、適用範囲、費用上限等について記載することが望ましい。※過去の災害においては、公費解体の体制が整うまでの期間に実施された自費解体についてのみ対象としたものや、公費解体の積算基準範囲内の支払いのみを実施する等の対応を行っており、自治体での対応方針はそれぞれの自治体で決めることとなる。

_____市における令和〇年〇月豪雨に係る災害廃棄物等の自費撤去の費用償還に関する要綱
制定 令和〇年〇月〇日 ○○決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和〇年〇月豪雨災害により損壊した本市の区域内に存する被災建築物及び被災民有地内に流入した土砂混じりがれきなどの災害廃棄物について、本市に代わって自らの費用負担によって撤去（被災建築物にあっては、解体、収集、運搬、処分等をいい、災害廃棄物にあっては、収集、運搬、処分等をいう。以下「自費撤去」という。）を行うことで生活環境保全上の支障を除去した者に対して、民法（明治29年法律第89号）第702条に基づき、自費撤去に要した費用の償還（以下「償還」という。）をする上で必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物 次のいずれかに該当する家屋、事業所（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業に該当しない規模の事業者が所有するものを除く。）等であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものをいう。

ア 罷災証明書（市長が発行するものに限る。）の被害状況が全壊、大規模半壊、半壊の認定を受けたもの

イ 倒壊による危険及び生活環境保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があるもの

(2) 災害廃棄物 令和〇年〇月豪雨災害によって損壊又は変質し、本来の用をなさなくなつたことを理由として、廃棄せざるを得なくなったもの、又はこれらと土砂、流木、岩石など自然由来の物質が混然となったものをいう。

(3) 被災民有地 国及び地方公共団体が所有する土地以外の土地のうち、個人又は事業者（法人にあたっては、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者又はこれと同等の規模の公益法人等であって市長が認めるものに限る。）が所有する本市の区域内の宅地（宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地をいう。）で、前号に定める災害廃棄物が流入・漂着した状態にあるものをいう。

(償還の対象)

第3条 償還の対象は、生活環境保全上の支障を及ぼすと思料される被災建築物又は被災民有地内に流入・漂着した災害廃棄物の撤去であって、当該撤去に係る所有者（その委任を受けた者を含む。以下次条において同じ。）と撤去を行う事業者の契約が令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に締結されたものとする。

(対象者)

第4条 償還を受けることができる者は、令和〇年〇月〇日時点において本市の区域内に存する被災建築物又は被災民有地の所有者若しくは事業者で、前条による撤去を行った者とする。

2 前項の規定にかかわらず、所有者以外の者が崩落等による危険の回避のため、前条による撤去を行ったときは、償還を受けることができる。

(償還の額)

第5条 償還の額は、第3条の撤去に要した費用のうち償還の対象とすべきものとして別に定めるものの撤去に要した金額と、別に定める基準に基づき算出した金額のいずれか低い金額を上限として償還するものとする。

(申請手続)

第6条 償還を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 別表第1又は別表第2に掲げる書類

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間とする。ただし、やむを得ない事情により提出できない書類がある場合については、この限りでない。

(審査等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る償還の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、償還を決定したときは、交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、償還が不適当と決定したときは、不交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

4 市長は、申請書類の内容について疑義がある場合その他必要と認める場合には、現地調査その他必要な調査を行うものとする。

(償還金の交付請求等)

第8条 前条第2項の規定により償還の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定通知書の通知の日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 償還金交付請求書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出があったときは、交付決定者に対し交付確定通知書を通知するとともに、償還金を交付するものとする。

(償還決定の取消等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、償還の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 虚偽の申請又は不正な手段によって不当に償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき

2 市長は、前項の規定に基づき償還の決定を取り消したときは、速やかにその旨を交付決定者に通知するものとする。

(償還金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により償還の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に償還金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第11条 前条の規定により償還金の返還を命ぜられた者は、当該償還金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた償還金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、返還した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で算出した加算金を本市に納付しなければならない。

2 前条の規定により償還金の返還を命ぜられた者が、これを返還期限までに納付しなかったときは、当該返還期限の日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた償還金の額(その一部を返還した場合におけるその後の期間については、返還した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(理由の提示)

第12条 市長は、償還の決定を取り消すときは、その旨の通知に併せて、交付決定者に対して、その理由を示さなければならない。

(様式)

第13条 第6条から前条までの実施に必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、償還の実施に関し必要な事項は、下水道局長が定める。

附則（令和〇年〇月〇日制定）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第6条関係）被災建築物の償還に係る書類

申請者	書類	その他の要件
申請者全員	罹災証明書	罹災証明書が発行されない場合については、不要。
	被災建築物の所有者であることが確認できる書類	登記事項証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書、委任された場合は委任状など。
	本人確認できる免許証、保険証等の身分証明書	
	被災建築物の写真	撤去前・撤去中・撤去後の写真。被災建築物の全景が写ったもの（撤去対象が特定できるもの）。
	契約書（内訳書）	契約金額の内訳が分かるもの。
	領収書	撤去工事に係る支払いが完了していることが確認できるもの。
	マニフェスト伝票等、廃材の処分先、撤去量が確認できるもの	
代理人が申請手続を行う場合	委任状	別に定める様式による。
	委任者の印鑑登録証明書	申請時点において、その交付の日から3ヶ月以内のものに限る。
共有者（相続手続中の者を含む。）の代表者が申請手続を行う場合	共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の自費撤去に係る償還申請同意書	別に定める様式による。
	共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の印鑑登録証明書	申請時点において、その交付の日から3ヶ月以内のものに限る。
法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続を行う場合	商業・法人登記簿謄本	申請時点において、その交付の日から3ヶ月以内のものに限る。
所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う場合であって、相続人間で協議を行い撤去した被災建築物の相続人が決定している場合	遺産分割協議書	撤去した被災建築物の相続人が明らかになっているもの。
	相続人全員分の印鑑登録証明書	遺産分割協議書に押印している相続人全員分。 申請時点において、その交付の日から3ヶ月以内のものに限る。
	所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等。
	相続人全員分の戸籍謄本	遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。
所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う	相続人全員（申請者を除く。）の自費撤去に係る償還申請同意書	別に定める様式による。

う場合であって、相続の協議が完了していないが、自費撤去に係る償還申請について相続人全員が同意している場合	相続人全員の印鑑登録証明書	相続人全員分。 申請時点において、その交付の日から3ヶ月以内のものに限る。
	所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等。
	相続人全員分の戸籍謄本	同意書を提出している者が、相続人全員であることが分かるもの。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は、不要とする。

※書類は、原則として令和〇年〇月〇日以降に発行された原本を提出するものとする。

※この表に掲げる書類の内容を確認することができる場合は、他の書類でも代用することができるものとする。

別表第2（第6条関係）被災民有地流入災害廃棄物の償還に係る書類

申請者	書類	その他の要件
申請者全員	被災民有地の所有者であることが確認できる書類	登記事項証明書、固定資産課税台帳登録事項証明書、委任された場合は委任状など。
	本人確認できる免許証、保険証等の身分証明書	
	被災民有地の写真	撤去前・撤去中・撤去後の写真。 被災民有地の全景が写ったもの（撤去対象が特定できるもの）。
	契約書（内訳書）	契約金額の内訳が分かるもの。 リースした機械を自ら運転して撤去した場合は、機械のリース契約書。
	領収証	撤去工事に係る支払いが完了していることが確認できるもの。
	マニフェスト伝票等、災害廃棄物の処分先、撤去量が確認できるもの	
代理人が申請手続を行なう場合	委任状	別に定める様式による。
	委任者の印鑑登録証明書	申請時点において、その交付の日から3ヶ月以内のものに限る。

※書類は、原則として令和〇年〇月〇日に発行された原本を提出するものとする。

※この表に掲げる書類の内容を確認することができる場合は、他の書類でも代用することができるものとする。

_____市における令和〇年〇月豪雨に係る災害廃棄物等の自費撤去の費用償還に関する要領
制定 令和〇年〇月〇日 ○○決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、_____市における令和〇年〇月豪雨に係る災害廃棄物等の自費撤去の費用償還に関する要綱（令和〇年〇月〇日施行。以下「要綱」という。）に基づく償還の実施に関する基準その他必要な事項を定める。

(償還の対象)

第2条 要綱第5条の償還の対象とすべきものとして別に定めるものは、次の各号に掲げる撤去の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。この場合において、当該各号に掲げるものに係る償還は、撤去に必要な最小限度の費用を対象とし、清掃、復旧等に要する費用は償還の対象としない。

- (1) 被災建築物の撤去 地上部分及び基礎部分
- (2) 被災民有地内に流入・漂着した災害廃棄物の撤去 地上部分及び地下部分（暗渠も含む）

(標準的な金額の算定基準)

第3条 要綱第5条の別に定める基準は、次の各号に掲げる撤去等の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 被災建築物の撤去に係る基準 別紙1
- (2) 被災民有地内に流入・漂着した災害廃棄物の撤去に係る基準 別紙2
- (3) 前条に規定する償還の対象とすべきものとして現に撤去したものの処分等に係る基準
本市建設工事の積算基準を使用して得た単価・歩掛による

※計算式、各種係数、数値、単価等は災害発生時のもので見直すこと。

別紙1

被災建築物の撤去工事費の算定基準

1. 適用範囲

損壊した木造家屋、鉄筋コンクリート製建物(RC)の撤去工事費及び撤去工事に伴う仮置場までの運搬費の算出に当たっては、本基準によることとする。

2. 算出基準

撤去費の算出は表1(木造)及び表2(RC)により行い、撤去工事に伴う運搬費の算出は表3により行う。

表1 撤去費(木造)

(単位:円)

項目	算出式	適用
撤去工事費	$\text{撤去工事費} = (\alpha \times \text{手解体費} + \beta \times \text{機械解体費}) \div 1.051 \times \text{延べ床面積} (\text{m}^2)$ $\alpha: \text{手解体費 (円/m}^2)$ $\beta: \text{機械解体費 (円/m}^2)$ $\alpha : \text{手解体の割合}$ $\beta : \text{機械解体の割合}$ $\alpha + \beta = 1$	○手解体費及び機械解体費は、建設物価等による。 ○ α と β の割合が不明の場合は $\alpha \leq 1/3$ の割合を標準とする。
仮設工事費 (撤去工事に係る)	仮設工事費=交通整理員等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経费率15%以内 諸経費=(解体工事費+仮設工事費)×0.15以内	
消費税等相当額	消費税等相当額=8%	
撤去費合計=撤去工事費+仮設工事費+諸経費+消費税等相当額		

※計算式、各種係数、数値、単価等は災害発生時のもので見直すこと。

表2 撤去費(RC)

(単位:円)

項目	算出式	適用
撤去工事費	$= \{(A \times \alpha) + (B \times \beta)\} \times C \div 1.05 \times \text{延べ床面積}(m^2)$ <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> $A:$大型ブレーカー使用費 (円/m³) $B:$ハンドブレーカー使用費 (円/m³) $\alpha:$大型ブレーカーの割合 $\beta:$ハンドブレーカーの割合 $\alpha + \beta = 1$ </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> $C:$単位面積当たりのガラ発生量 (m³/m²) </div>	○大型ブレーカー又は ハンドブレーカーによる解体費は、建設物価等による。 ○ α と β の割合が不明の場合は $\alpha \geq 4/5$ の割合を標準とする。 ○Cが不明の場合は、 $C = 0.832(m^3/m^2)$ を標準とする。
仮設工事費 (撤去工事に係る)	仮設工事費 = 交通整理費、防塵シート、足場掛け等、必要最小限の積み上げ額	
諸経費	諸経費率15%以内 諸経費 = (解体工事費 + 仮設工事費) × 0.15以内	
消費税等相当額	消費税等相当額 = 8%	
撤去費合計 = 解体工事費 + 仮設工事費 + 諸経費 + 消費税等相当額		

※計算式、各種係数、数値、単価等は災害発生時のもので見直すこと。

表3 撤去工事に伴う運搬費(木造及びRC)

(単位:円)

項目	算出式	備考
撤去工事費	$\text{運搬費 (円)} = (A/Q) \times C \times \text{延べ床面積 (m²)}$ <ul style="list-style-type: none"> — A : ダンプ 1時間当たりの経費 (円/時) — Q : 1時間当たりの運搬土量 (m³/時) — C : 単位面積当たりのがれき発生量 (m³/m²) — $Q = (60 \times q \times f \times E) / Cm$ — Q : 1時間当たりの運搬土量 (m³/時) — $q \times f$: 1台あたりの積載量 — E : 係数 (0.9) — Cm : 積込み、運搬、積下しに要する時間 (分) <ul style="list-style-type: none"> = $\beta L + \alpha$ = $(60/V) \times L + \alpha$ — β : 運搬 1km 当たりの所要時間 (分) <ul style="list-style-type: none"> = $(60/V)$ — V : 運搬速度 (km/時) — L : 運搬距離 (往復 : km) — α : 積込み等による待ち時間 (分) <p>注) 路地等でダンプの進入が出来ず、手押し運搬等を行う場合は、別に積算する。</p>	
(参考)	<ul style="list-style-type: none"> ○ダンプ経費 <ul style="list-style-type: none"> 2t ダンプトラック 1時間当たりの経費=4,320 (円/時) 4t ダンプトラック 1時間当たりの経費=5,088 (円/時) 10t ダンプトラック 1時間当たりの経費=8,648 円/時 ○がれき発生量 <ul style="list-style-type: none"> 木造=木質系 0.47 (m³/m²) リ=ガラ系 0.34 (m³/m²) RC=ガラ系 0.832 (m³/m²) ○1台当たりの積載量 (q × f) <ul style="list-style-type: none"> 2t ダンプトラック=3.1m³ (木質系)、1.6m³ (ガラ系) 4t ダンプトラック=4.6m³ (木質系)、2.5m³ (ガラ系) 10t ダンプトラック=10.0m³ (木質系)、6.6m³ (ガラ系) ○$V \geq 6\text{km}/\text{時}$ (交通渋滞の解消策を図り、できる限り $V \geq 10$とする) ○$\alpha \leq 16$ 分 	
諸経費	諸経費率15%以内 諸経費=運搬費×0.15以内	
消費税等相当額	消費税等相当額=8%	
撤去工事に伴う運搬費=運搬費+諸経費+消費税等相当額		

別紙2

——市費用償還に係る災害廃棄物の撤去費の算定基準

1 適用範囲

災害廃棄物の撤去に係る主要な経費(収集費、現場から仮置場等までの運搬費)の算出に当たっては、本基準によることとする。

2 算出基準

災害廃棄物の撤去に係る主要な経費の算出は次頁の表により行う。

※計算式、各種係数、数値、単価等は災害発生時のもので見直すこと。

表 災害廃棄物撤去費

(単位：円)

項目	算出式	摘要
収集費	収集費（床下を除く） $= A \times \text{人力} (\alpha) + B \times \text{機械} (\beta)$ $\left(\begin{array}{l} A : \text{人力施工費} (\text{円}/\text{m}^3) \\ B : \text{機械施工費} (\text{円}/\text{m}^3) \end{array} \right)$ $\alpha : \text{人力施工の割合}$ $\beta : \text{機械施工の割合}$ $\alpha + \beta = 1$ ※ その他、収集に係る費用（転石破碎、土砂混じりがれきを道路付近に集積するための小車運搬等）は、必要最小限の積上げ額（参考：表-2） 収集費（床下などの本市建設工事の積算基準が適用できない作業） $= C \times D$ $C : \text{実際に要した費用} (\text{工事内訳書等から抽出})$ $D : \text{人件費による査定率} (\text{スライド})$ ※2 D=公共工事設計労務単価（普通作業員）／業者人件費により計算し、業者人件費>公共労務単価の場合は、1とする。	○人力施工費及び機械施工費は、本市建設工事の積算基準による。 (参考：表-1) ○ α と β の割合が不明な個人住宅等の狹隘な作業条件の場合は $\alpha = 1$ 、 $\beta = 0$ とする。
運搬費 (現場から仮置場等)	運搬費=積込費+ダンプトラック運搬費 積込費= $A \times \text{人力} (\alpha) + B \times \text{機械} (\beta)$ $\left(\begin{array}{l} A : \text{人力積込費} (\text{円}/\text{m}^3) \\ B : \text{機械積込費} (\text{円}/\text{m}^3) \end{array} \right)$ $\alpha : \text{人力積込費の割合}$ $\beta : \text{機械積込費の割合}$ $\alpha + \beta = 1$	○積込費は、本市建設工事の積算基準による。 (参考：表-3) ○ α と β の割合が不明で、収集費を $\alpha = 1$ とした場合は、 $\alpha = 0$ 、 $\beta = 1$ とする。 ○ダンプトラック運搬費は、本市建設工事の積算基準による。 (参考：表-4)
仮設工事費	仮設工事費=交通整理員、機械運搬費等、必要最小限の積上げ額（参考：表-5、6）	
諸経費	諸経費率 15%以内 諸経費=(収集費+運搬費+仮設工事費)×0.15 以内	
消費税等相当額	消費税等相当額=8%	
災害廃棄物撤去費合計=収集費+運搬費+仮設工事費+諸経費+消費税等相当額		

※計算式、各種係数、数値、単価等は災害発生時のもので見直すこと。

参考（表の単価一覧）

表-1 収集費単価表（1m³当たり）

施工区分	単価
人力収集	8, 355円
機械収集：バックホウ 0. 1 m ³	2, 358円
機械収集：バックホウ 0. 2 m ³	1, 146円

- 1) 国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき算出した、1m³当たりの施工単価である。
- 2) 単価は諸経費（15%）を含む。
- 3) 上表にない場合は、個別に積算する。

表-2 転石破碎及び小車運搬単価表（1m³当たり）

転石破碎		小車運搬	
火薬使用の有無	単価	運搬距離	単価
有り	8, 121円	20m以下	198円
無し	3, 404円	40m以下	596円
		60m以下	1, 392円
		80m以下	2, 387円
		100m以下	3, 382円

- 1) 国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき算出した、1m³当たりの施工単価である。
- 2) 単価は諸経費（15%）を含む。
- 3) 上表にない場合は、個別に積算する。
- 4) 小車運搬における、運搬距離は積込み中心より荷卸し中心間の平均片道距離をいう。

表-3 積込費単価表（1m³当たり）

施工区分	単価
人力積込	2, 785円
機械積込：バックホウ 0. 1 m ³	1, 608円
機械積込：バックホウ 0. 2 m ³	1, 010円

- 1) 国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき算出した、1m³当たりの施工単価である。
- 2) 単価は諸経費（15%）を含む。
- 3) 上表にない場合は、個別に積算する。

※計算式、各種係数、数値、単価等は災害発生時のもので見直すこと。

表-4 ダンプトラック運搬費単価表（1m³当たり）

ダンプ [®] トラック運搬(2t)-人力積込		ダンプ [®] トラック運搬(2t)-機械積込		ダンプ [®] トラック運搬(4t)-機械積込	
運搬距離	単価	運搬距離	単価	運搬距離	単価
0. 3km以下	1, 429円	0. 3km以下	1, 285円	0. 2km以下	667円
0. 5km以下	1, 572円	1. 0km以下	1, 429円	1. 0km以下	834円
1. 0km以下	1, 714円	1. 5km以下	1, 714円	1. 5km以下	1, 001円
1. 5km以下	1, 999円	2. 5km以下	1, 999円	2. 0km以下	1, 168円
2. 0km以下	2, 286円	3. 0km以下	2, 286円	3. 0km以下	1, 335円
2. 5km以下	2, 571円	3. 5km以下	2, 571円	3. 5km以下	1, 503円
3. 5km以下	2, 857円	4. 5km以下	2, 857円	4. 5km以下	1, 669円
4. 5km以下	3, 142円	5. 0km以下	3, 142円	5. 5km以下	1, 836円
6. 0km以下	3, 714円	6. 5km以下	3, 714円	7. 0km以下	2, 003円
8. 0km以下	4, 286円	8. 0km以下	4, 286円	9. 0km以下	2, 670円
10. 5km以下	5, 142円	11. 0km以下	5, 142円	12. 0km以下	3, 004円
14. 5km以下	6, 571円	15. 0km以下	6, 571円	17. 0km以下	3, 671円
23. 0km以下	8, 570円	24. 0km以下	8, 570円	27. 0km以下	5, 007円

1) 国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき算出した、1m³当たりの施工単価である。

2) 単価は諸経費（15%）を含む。

3) 上表にない場合は、個別に積算する。

4) 運搬経路内にD I D区間を走行することを見込んだ単価である。

5) ダンプトラック運搬（2t）の積込機械はバックホウ（0. 1m³）、

ダンプトラック運搬（4t）の積込機械はバックホウ（0. 2m³）を見込んでいる。

表-5 交通誘導員単価表（1m³当たり）

施工区分	単価	
	片道5km以下	片道10km以下
人力施工	5, 318円	
機械施工：バックホウ 0. 1m ³	2, 836円	4, 255円
機械施工：バックホウ 0. 2m ³	1, 276円	1, 963円

1) 国土交通省土木工事標準積算基準書及び公共工事設計労務単価（H30.3）を用いて算出した、1m³当たりの交通誘導員の単価である。

2) 単価は諸経費（15%）を含む。

3) 交通誘導員の単価算出式は次のとおりである。

交通誘導員の単価（1m³当たり）

= 12, 765円／人日 × 2人（交通誘導員）／作業日当たり作業量

・交通誘導員（B）= 12, 765円

・作業日当たり作業量（人力）= 2, 4m³/日（平成30年度作業日当たり標準作業量P16）× 2人（標準作業員数）
= 4, 8m³

・作業日当たり作業量（機械）：平成30年度作業日当たり標準作業量（P11,12）× 1台（標準作業機械台数）

機種	作業日当たり標準作業量（m ³ /日）		
	適用区分	5km以下	10km以下
バックホウ 0. 1m ³	運搬	9. 0	6. 0
バックホウ 0. 2m ³	運搬	20. 0	13. 0

※計算式、各種係数、数値、単価等は災害発生時のもので見直すこと。

表－6 機械運搬費単価表（1回当たり）

機種	単価
バックホウ 0. 1 m ³	43, 614円
バックホウ 0. 2 m ³	53, 307円

- 1) 一般財団法人経済調査会工事歩掛要覧を参考にして算出した、バックホウ各機種の搬入、搬出のための機械運搬費1回当たりの単価である。
- 2) 単価は諸経費（15%）を含む。
- 3) 1回：1往復分（片道30km以内）

目次	
各種 様式	
被災建築物自費撤去の費用償還申請書	様式 1
委任状	様式 2
自費撤去に係る償還申請同意書	様式 3
被災建築物自費撤去の費用償還金交付決定通知書	様式 4
償還金不交付決定通知書	様式 5
償還金交付請求書	様式 6
被災建築物自費撤去の費用償還金交付確定通知書	様式 7
被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請書	様式 8
委任状	様式 9
被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還金交付決定通知書	様式 10
償還金不交付決定通知書	様式 11
償還金交付請求書	様式 12
被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還金交付確定通知書	様式 13
被災建築物の現地確認結果	様式 14
被災民有地の現地確認結果	様式 15
被災建築物及び被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請書	様式 16
被災建築物及び被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還金交付決定通知書	様式 17
償還金交付請求	様式 18
被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還金交付確定通知書	様式 19
委任状（家屋）	参考
委任状（土砂）	参考
被災状況図	参考

被災建築物自費撤去の費用償還申請書

年　月　日

市長様

申請者

ふりがな

氏名

※法人の場合、
名称及び代表

印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 (〒 - -)

※住民票上の住所
ではなく、郵便が
届く場所

電話番号 () -

※日中に連絡が
つくもの () -所有者との
関係 本人 本人以外 ()

_____災害により損壊した下記の被災建築物について、生活環境保全上支障が生じたため、既に撤去しました。

つきましては、被災建築物の撤去費用について、負担していただきますよう申請します。

記

被災建築物の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地 ()		
撤去した被災建築物 の数・種類	計 _____ 棟	<input type="checkbox"/> 住居	<input type="checkbox"/> 非住居 (_____)
所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる ※必ず委任状を提出して ください。 (住所)		
	ふりがな (氏名・名称)		
罹災証明書	<input type="checkbox"/> 取得済 (判定結果: <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊) <input type="checkbox"/> 未取得		
撤去前の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 家屋等の倒壊による人的・物的被害が生じるおそれがあった <input type="checkbox"/> その他 ()		
被災建築物 の権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分以外の者 名) (2) 区分所有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係 (賃借権、抵当権、根抵当権等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒ (内容: 権利者 _____) 撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		

撤去の状況	<p>(1) 撤去時期 契約日： 年 月 日 撤去開始： 年 月 日 撤去終了： 年 月 日</p> <p>(2) 撤去を委託した業者 業者名 _____ 所在地 _____ 電話番号 () _____</p> <p>(3) 撤去に要した費用総額 _____ 円 (税込)</p> <p>(4) 被災建築物の撤去数量 _____ m²</p>
添付書類	<p><input type="checkbox"/> 署名 <input type="checkbox"/> 被災建築物の所有者等であることが確認できる書類【原本】 〈例〉固定資産課税台帳登録事項証明書、登記事項（建物）全部事項証明書 所有者から申請者に撤去を委任された場合は委任されたことが確認できる書類など</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認できる身分証明書【原本】 〈例〉運転免許証、健康保険証など</p> <p><input type="checkbox"/> 施工状況が確認できる写真（撤去前、撤去中、撤去後）</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工業者との契約及び工事内容がわかる内訳書※【原本】</p> <p>※ 上記の「撤去の状況」に記載した撤去に要した費用総額が分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 当該撤去工事の領収書【原本】</p> <p><input type="checkbox"/> 廃材等の処分先、撤去量が確認できるもの【原本】 〈例〉マニフェスト伝票（写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工業者が発行する被災建築物の撤去証明書 〈例〉建物滅失証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 被災状況図</p> <p><u>〈代理人が申請手続きを行う場合〉</u></p> <p><input type="checkbox"/> 委任状【原本】</p> <p><input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p> <p><u>〈共有者（相続手続き中の者を含む。）の代表者が申請手続きを行う場合〉</u></p> <p><input type="checkbox"/> 共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の自費撤去に係る償還申請同意書【原本】</p> <p><input type="checkbox"/> 共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p> <p><u>〈所有者が死亡している場合〉</u></p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書【原本】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人全員（申請者を除く。）の自費撤去に係る償還申請同意書【原本】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人全員分の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p> <p><input type="checkbox"/> 所有者が死亡していることが分かる書類【原本】 〈例〉除籍謄本、戸籍謄本など</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人全員分の戸籍謄本【原本】</p> <p><u>〈法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続きを行う場合〉</u></p> <p><input type="checkbox"/> 商業・法人登記簿謄本【原本】</p> <p>※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p>

市に対して上記被災建築物の撤去費用の負担を申請するに当たり、次のことについて同意します。

- 1 この被災建築物自費撤去の費用償還申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより____市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。
- 2 上記の撤去に関して____市が申請者に支払う費用は、____市の算定基準に基づき算出した金額に照らし、上記の撤去のために必要と認められる費用に限られること。
- 3 上記被災建築物に関する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 4 撤去の費用を支払う____市のため、撤去した上記被災建築物に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、罹災状況及び撤去に関する情報について、必要な範囲で関係機関に照会すること。
- 5 本申請に係る調査のため、____市職員が敷地内に立ち入ること。

氏名（自署）

印

委任状

年　月　日

_____市長様

(申請者) ふりがな
氏名

印

住民票住所
〒 -

連絡先電話番号 () -
() -

私は、次の権限を下記の者に委任します。

- 1 私が所有する以下の(1)及び(2)に係る被災建築物自費撤去の費用償還申請書及び当該申請に必要な書類を____市に提出すること。
- 2 申請書類に不備がある場合、当該申請書の修正又は取り下げをすること。
- 3 上記1及び2のほか、当該申請に関して必要な一切の権限。

(代理人) ふりがな
氏名

印

住 所

連絡先電話番号 () -
() -

- (1) 撤去した被災建築物の所在地

※アパート・ビル等の場合は建築物の名称も記入してください。

- (2) 撤去した被災建築物の種類

住居 非住居 ()

自費撤去に係る償還申請同意書

年　月　日

_____市長様

同意する所有者 (共有者)	ふりがな	印
	氏名	
	住所	
	〒	-
<hr/>		
電話番号		
() -		

私は、所有（共有）する以下の(1)及び(2)に係る建築物（持分 / ）について、次のことに

について同意します。

- 1 申請者が、____市に被災建築物の自費撤去に係る償還申請を行うこと。
 - 2 上記申請に係る償還金を申請者が受領すること。
 - 3 撤去に関して関係権利者や近隣住民との紛争が生じた場合は、私を含む所有者（共有者）が、所有者の責任において誠意をもって対応すること。
 - 4 ____市が、償還に関する事務を行うために必要な範囲で、撤去した被災建築物の固定資産税の評価及び賦課に関する情報を閲覧・照会すること。
- ※ 印鑑登録証明書と同じ印（実印）を押印し、印鑑登録証明書（原本）を1通添付してください。また、法人の場合は、代表者印を押印してください。
- ※ 申請者が所有者と異なる場合は、所有者全員の同意書が必要です。

申請者 ふりがな
氏名 _____
住所 _____

(1) 撤去した被災建築物の所在地

※アパート・ビル等の場合は建築物の名称も記入してください。

(2) 撤去した被災建築物の種類

住居 非住居 ()

被災建築物自費撤去の費用償還金交付決定通知書

_____市指令_____ 第_____号
年_____月_____日

申請者 住 所
氏 名

_____市長 _____
(_____課)

償還金の交付決定について

年_____月_____日付けで償還申請のあった被災建築物自費撤去の費用償還申請について、_____市における_____に係る災害廃棄物等の自費撤去の費用償還に関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

	受付番号
1 償還金交付決定額	
2 被災建築物の所在地	市 区

* 交付の条件は、次のとおりとします。

- (1) 償還金交付請求書を、本通知の発行日から起算して30日を経過する日までに、市長に提出すること。
- (2) 要綱の規定に違反したとき、虚偽の申請又は不正な手段によって不当に償還を受けようとして、又は受けたことが明らかになったときは、償還の決定の一部又は全部を取り消すとともに、既に交付されたものについては返還を命ずるものとする。

償還金不交付決定通知書

_____市指令_____第_____号
年_____月_____日

申請者 住 所
氏 名 様

_____市長 _____
(_____ 課)

年_____月_____日付けで償還申請のあった被災建築物自費撤去の費用償還金について、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

受付番号 _____

※不交付とした理由

償還金交付請求書

年　月　日

（あて先）
_____市長

請求者 住 所

氏名 _____ 印

電話番号 _____

年　月　日付け____市指令____第　号にて交付決定の通知があった
被災建築物自費撤去に係る費用の償還を請求します。

交付請求額	円							
上記金額を下記の口座へお振り込みください。								
1 金融機関名	銀行・金庫 組合・農協							
2 店舗名	本店・支店 所							
3 預金種別	普通・当座 その他							
4 口座番号 (右づめ)								
5 口座名義	フリガナ							

※通帳の写し（表紙の次の見開きページ）を添付してください。

※首標金額の訂正は認めません。

被災建築物自費撤去の費用償還金交付確定通知書

____市指令____第____号
年____月____日

申請者 住 所
氏 名 様

____市長____
(_____課)

償還金の交付確定について

年____月____日付け____市指令____第____号で通知した被災建築物自費撤去の費用償還金について確定したので、____市における_____に係る災害廃棄物等の自費撤去の費用償還に関する要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、確定した償還金については、ご指定いただいた金融機関の口座に30日以内に振込みする予定です。

記

	受付番号	
1 償還金交付確定額	¥	
2 被災建築物の所在地	市 区	

様式8号(第6条関係)

被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請書

年 月 日

市長様

<u>申請者</u>	ふりがな 氏名 ※法人の場合、 名称及び代表	印
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		
住所 (〒 - - -) ※住民票上の住所 ではなく、郵便が 届く場所		
電話番号 (- - -) - ※日中に連絡が つくもの (- - -) -		
所有者との 関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 ()		

災害により下記の民有地内に流入した土砂混じりがれきなどの災害廃棄物について、生活環境保全上支障が生じたため、既に撤去しました。

つきましては、災害廃棄物の撤去費用について、負担していただきますよう申請します。

記

被災民有地の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地 (区)	
撤去した被災民有地の数・種類	計 ___ か所	<input type="checkbox"/> 住宅敷地 <input type="checkbox"/> 床下 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 ()
所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる ※必ず委任状を提出してください。	(住所) ふりがな (氏名・名称)
撤去前の状況	具体的な状況を記載してください。 _____	
被災民有地の権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分以外の者 名) (2) 区分所有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係 (賃借権、抵当権、根抵当権等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒ (内容: 権利者 _____)	

撤去の状況	(1) 撤去時期 契 約 日： 年 月 日 撤去開始： 年 月 日 撤去終了： 年 月 日
	(2) 撤去を委託した業者 業者名 _____ 所在地 _____ 電話番号 () _____
	(3) 撤去に要した費用総額 _____ 円(税込)
	(4) 災害廃棄物の撤去数量 _____ m ³
	(5) 床下の土砂等撤去 なし あり ※どちらかに○をしてください。ありに○をされた方は、以下についてもご記入ください。 床下の土砂等の撤去費 _____ 円(税込) 床下の土砂等撤去の作業員 1人あたりの人工費 _____ 円(税込)
添付書類	<input type="checkbox"/> 被災民有地の所有者等であることが確認できる書類【原本】 〈例〉固定資産課税台帳登録事項証明書、登記事項（土地）全部事項証明書 所有者から申請者に撤去を <u>委任</u> された場合は委任されたことが確認できる書類など <input type="checkbox"/> 本人確認できる身分証明書【原本】 〈例〉運転免許証、健康保険証など <input type="checkbox"/> 施工状況が確認できる写真（撤去前、撤去中、撤去後） <input type="checkbox"/> 工事施工業者との契約及び工事内容がわかる内訳書※【原本】 ※ 上記の「撤去の状況」に記載した撤去に要した費用総額が分かるもの <input type="checkbox"/> 当該撤去工事の領収書【原本】 <input type="checkbox"/> 土砂混じりがれき等の処分先、撤去量が確認できるもの【原本】 〈例〉マニフェスト伝票 <input type="checkbox"/> 被災状況図 <u>〈代理人が申請手続きを行う場合〉</u> <input type="checkbox"/> 委任状【原本】 <input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。

____市に対して上記災害廃棄物の撤去費用の負担を申請するに当たり、次のことについて同意します。

- 1 この被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより____市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。
- 2 上記の撤去に関して____市が申請者に支払う費用は、____市の算定基準に基づき算出した金額に照らし、上記の撤去のために必要と認められる費用に限られること。
- 3 上記被災民有地に関係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 4 撤去の費用を支払う____市のため、撤去した上記被災民有地に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、罹災状況及び撤去に関する情報について、必要な範囲で関係機関に照会すること。
- 5 本申請に係る調査のため、____市職員が敷地内に立ち入ること。

氏名（自署）

印

委任状

年　月　日

_____市長様

(申請者) ふりがな
氏名

印

住民票住所
〒 -

連絡先電話番号 () -
() -

私は、次の権限を下記の者に委任します。

- 1 私が所有する以下の(1)の民有地に係る被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請書及び当該申請に必要な書類を____市に提出すること。
- 2 申請書類に不備がある場合、当該申請書の修正又は取り下げをすること。
- 3 上記1及び2のほか、当該申請に関して必要な一切の権限。

(代理人) ふりがな
氏名

印

住 所

連絡先電話番号 () -
() -

(1)撤去した被災民有地の所在地

※アパート・ビル等の場合は建築物の名称も記入してください。

被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還金交付決定通知書

_____市指令_____第_____号
年_____月_____日

申請者 住 所
氏 名 様

_____市長 _____
(_____課)

償還金の交付決定について

年_____月_____日付けで償還申請のあった被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請について、_____における_____に係る災害廃棄物等の自費撤去の費用償還に関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

		受付番号	
1 償還金交付決定額		¥	
2 被災民有地の所在地		市	区

* 交付の条件は、次のとおりとします。

- (1) 償還金交付請求書を、本通知の発行日から起算して30日を経過する日までに、市長に提出すること。
- (2) 要綱の規定に違反したとき、虚偽の申請又は不正な手段によって不当に償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、償還の決定の一部又は全部を取り消すとともに、既に交付されたものについては返還を命ずるものとする。

償還金不交付決定通知書

_____市指令_____ 第_____号
年_____月_____日

申請者 住 所
氏 名 様

_____ 市長 _____
(_____ 課)

年_____月_____日付けで償還申請のあった被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還金の申請について、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

受付番号 _____

※不交付とした理由

償還金交付請求書

年　月　日

（あて先）
_____市長

請求者 住 所

氏名 _____ 印

電話番号 () -

年　月　日付け _____ 市指令 _____ 第 _____ 号にて交付決定の通知があつた被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去に係る費用の償還を請求します。

交付請求額	円							
上記金額を下記の口座へお振り込みください。								
1 金融機関名	銀行・金庫 組合・農協							
2 店舗名	本店・支店 所							
3 預金種別	普通・当座 その他							
4 口座番号 (右づめ)								
5 口座名義	フリガナ							

※通帳の写し（表紙の次の見開きページ）を添付してください。

※首標金額の訂正は認めません。

被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還金交付確定通知書

____市指令____第____号
年____月____日

申請者 住 所
氏 名 様

____市長____
(____課)

償還金の交付確定について

年____月____日付け____市指令____第____号で通知した被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還金について確定したので、____市における_____に係る災害廃棄物等の自費撤去の費用償還に関する要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、確定した償還金については、ご指定いただいた金融機関の口座に30日以内に振込みする予定です。

記

	受付番号
1 償還金交付確定額	¥
2 被災民有地の所在地	市 区

様式 14 A4 版

被災建築物の現地確認結果

自費撤去に係る償還金の申請について、現地確認をした結果は、下記のとおりです。

記

【申請内容】

1 受付番号			
2 申請者			
3 被災建築物の所在地			
4 罹災状況	罹災証明書の判定： <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊		
5 被災建築物の数・種類	計_____棟	<input type="checkbox"/> 住居	<input type="checkbox"/> 非住居 ()

※該当する項目の□にチェックをつけてください。

【確認内容】

1 確認者氏名			
2 確認日	年 月 日		
3 結果	<input type="checkbox"/> 申請された被災建築物の撤去を確認した <input type="checkbox"/> 申請された被災建築物の撤去が確認できない		
4 特記事項			

※該当する項目の□にチェックをつけてください。

係長	確認者	確認者

被災民有地の現地確認結果

自費撤去に係る償還金の申請について、現地確認をした結果は、下記のとおりです。

記

【申請内容】

1 受付番号				
2 申請者				
3 被災民有地の所在地				
4 被災民有地の数・種類	計 _____ か所	<input type="checkbox"/> 住宅敷地	<input type="checkbox"/> 床下	<input type="checkbox"/> 駐車場
		<input type="checkbox"/> その他 ()		

※該当する項目の□にチェックをつけてください。

【確認内容】

1 確認者氏名			
2 確認日	年 月 日		
3 結果	<input type="checkbox"/> 申請された災害廃棄物の撤去を確認した <input type="checkbox"/> 申請された災害廃棄物の撤去が確認できない <input type="checkbox"/> 申請された撤去数量 (_____ m ³) は妥当である <input type="checkbox"/> 撤去数量は、_____ m ³ と推測される		
4 特記事項			

※該当する項目の□にチェックをつけてください。

係長	確認者	確認者

様式 16 号 (第6条関係)

被災建築物及び被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請書

年 月 日

_____ 市長様

申請者

ふりがな

氏名

※法人の場合、
名称及び代表

印

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

住所 (〒 - -)

※住民票上の住所
ではなく、郵便が
届く場所

電話番号 () -
※日中に連絡が
つくもの () -

所有者との
関係 本人 本人以外 ()

災害により損壊した下記の被災建築物及び民有地内に流入した土砂
混じりがれきなどの災害廃棄物について、生活環境保全上支障が生じたため、既に撤去しました。

つきましては、被災建築物及び災害廃棄物の撤去費用について、負担していただきますよう申請します。

記

被災建築物の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地 (区)		
撤去した被災建築物の数・種類	計 _____ 棟	<input type="checkbox"/> 住居	<input type="checkbox"/> 非住居 (_____)
所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる (住所) ※必ず委任状を提出してください。		
	ふりがな (氏名・名称)		
罹災証明書	<input type="checkbox"/> 取得済 (判定結果: <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊) <input type="checkbox"/> 未取得		
撤去前の状況	<input type="checkbox"/> 既に倒壊していた <input type="checkbox"/> 他の家屋等に物的被害を生じさせていた <input type="checkbox"/> 家屋等の倒壊による人的・物的被害が生じるおそれがあった <input type="checkbox"/> その他 ()		
被災建築物の権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分以外の者 名) (2) 区分所有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係 (賃借権、抵当権、根抵当権等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒ (内容: 権利者 _____) 撤去に関する権利者の同意 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		

被災民有地の所在地	<input type="checkbox"/> 上記住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地 ()	
撤去した被災民有地の数・種類	計 ___ か所	<input type="checkbox"/> 住宅敷地 <input type="checkbox"/> 床下 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	<input type="checkbox"/> 申請者と異なる ※必ず委任状を提出してください。	(住所) _____
		ふりがな (氏名・名称) _____
撤去前の状況	具体的な状況を記載してください。 _____ _____ _____	
被災民有地の権利関係	(1) 共有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (自分以外の者名) (2) 区分所有者 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (3) 権利関係 (賃借権、抵当権、根抵当権等) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ⇒ (内容: 権利者 _____)	
撤去の状況	(1) 撤去時期 契約日: 年 月 日 撤去開始: 年 月 日 撤去終了: 年 月 日 (2) 撤去を委託した業者 業者名 _____ 所在地 _____ 電話番号 () _____ (3) 撤去に要した費用総額 _____ 円 (税込) (4) 被災建築物の撤去数量 _____ m ² (5) 災害廃棄物の撤去数量 _____ m ³ (6) 床下の土砂等撤去 なし あり ※どちらかに○をしてください。ありに○をされた方は、以下についても ご記入ください。 床下の土砂等の撤去費 _____ 円 (税込) 床下の土砂等撤去の作業員 1人あたりの人工費 _____ 円 (税込)	

添付書類	<p><input type="checkbox"/> 署名 被災建築物、被災民有地の所有者等であることが確認できる書類【原本】 〈例〉固定資産課税台帳登録事項証明書、登記事項（建物）全部事項証明書 所有者から申請者に撤去を委任された場合は委任されたことが確認できる書類など</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認できる身分証明書【原本】 〈例〉運転免許証、健康保険証など</p> <p><input type="checkbox"/> 施工状況が確認できる写真（撤去前、撤去中、撤去後）</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工業者との契約及び工事内容がわかる内訳書※【原本】</p> <p>※ 上記の「撤去の状況」に記載した撤去に要した費用総額が分かるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 当該撤去工事の領収書【原本】</p> <p><input type="checkbox"/> 廃材等の処分先、撤去量が確認できるもの【原本】 〈例〉マニフェスト伝票（写し）</p> <p><input type="checkbox"/> 工事施工業者が発行する被災建築物の撤去証明書 〈例〉建物滅失証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 被災状況図</p> <p><u>（代理人が申請手続きを行う場合）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 委任状【原本】</p> <p><input type="checkbox"/> 委任者の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p> <p><u>（共有者（相続手続き中の者を含む。）の代表者が申請手続きを行う場合）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の自費撤去に係る償還申請同意書【原本】</p> <p><input type="checkbox"/> 共有者及び相続人全員（代表者を除く。）の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p> <p><u>（所有者が死亡している場合）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書【原本】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人全員（申請者を除く。）の自費撤去に係る償還申請同意書【原本】</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人全員分の印鑑登録証明書【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p> <p><input type="checkbox"/> 所有者が死亡していることが分かる書類【原本】 〈例〉除籍謄本、戸籍謄本など</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人全員分の戸籍謄本【原本】</p> <p><u>（法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続きを行う場合）</u></p> <p><input type="checkbox"/> 商業・法人登記簿謄本【原本】 ※申請時点において、その交付日から3ヶ月以内のものに限る。</p>
------	--

_____市に対して上記被災建築物及び災害廃棄物の撤去費用の負担を申請するに当たり、次のことで同意します。

- 1 この被災建築物及び被災民地内流入災害廃棄物の自費撤去の費用償還申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより_____市に損害が発生した場合には、申請者が責任を持って賠償すること。
- 2 上記の撤去に関して_____市が申請者に支払う費用は、_____市の算定基準に基づき算出した金額に照らし、上記の撤去のために必要と認められる費用に限られること。
- 3 上記被災建築物及び被災民有地に關係する権利者との間で紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。
- 4 撤去の費用を支払う_____市のため、撤去した上記被災建築物及び被災民有地に係る権利關係、固定資産税の評価、賦課、罹災状況及び撤去に関する情報について、必要な範囲で関係機関に照会すること。
- 5 本申請に係る調査のため、_____市職員が敷地内に立ち入ること。

氏名（自署）

印

被災建築物及び被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還金交付決定通知書

_____市指令 第 号
年 月 日

申請者 住 所
氏 名 様

_____市長
(_____課)

償還金の交付決定について

年 月 日付けで償還申請のあった被災建築物及び被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還申請について、_____市における _____に係る災害廃棄物等の自費撤去の費用償還に関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

		受付番号	
1 償還金交付決定額			
2 被災民有地の所在地		市 区	

* 交付の条件は、次のとおりとします。

- (1) 償還金交付請求書を、本通知の発行日から起算して30日を経過する日までに、市長に提出すること。
- (2) 要綱の規定に違反したとき、虚偽の申請又は不正な手段によって不当に償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、償還の決定の一部又は全部を取り消すとともに、既に交付されたものについては返還を命ずるものとする。

償還金交付請求書

平成 年 月 日

（あて先）
広島市長

請求者 住 所

氏名 _____ (印)

電話番号 () —————

平成 年 月 日付け広島市指令下河 第 号にて交付決定の通知があつた被災建築物及び被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去に係る費用の償還を請求します。

交付請求額	円							
上記金額を下記の口座へお振り込みください。								
1 金融機関名								
	銀行	・	金庫					
	組合	・	農協					
2 店舗名				本店	・	支店		
				所				
3 預金種別				普通	・	当座		
				その他				
4 口座番号 (右づめ)								
5 口座名義	フリガナ							

※通帳の写し（表紙の次の見開きページ）を添付してください。

※首標金額の訂正は認めません。

被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還金交付確定通知書

_____市指令_____第_____号
年_____月_____日

申請者 住 所
氏 名 様

_____市長_____
(_____課)

償還金の交付確定について

年_____月_____日付け_____市指令_____第_____号で通知した被災建築物及び被災民有地内流入災害廃棄物自費撤去の費用償還金について確定したので、_____市における_____に係る災害廃棄物等の自費撤去の費用償還に関する要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

なお、確定した償還金については、ご指定いただいた金融機関の口座に30日以内に振込みする予定です。

記

受付番号	
1 償還金交付確定額	¥
2 被災民有地の所在地	市 区

委任状

年　月　日

_____ 市長様

(所有者)	ふりがな 氏名	印
住民票住所 〒 -		
連絡先電話番号 () - () -		

私は、_____ 災害により損壊（全壊、大規模半壊、半壊）した、私が所有する下記の建築物の撤去を下記の者に委任しました。

(受任者)	ふりがな 氏名	印
住 所		
連絡先電話番号 () - () -		

1 所在地

委任状

年　月　日

_____市長様

(所有者) 氏名

印

住民票住所
〒 -

連絡先電話番号 () -
() -

私は、_____災害により、私が所有する下記の土地に流入した土砂混じりがれきなどの災害廃棄物の撤去を下記の者に委任しました。

(受任者) 氏名

印

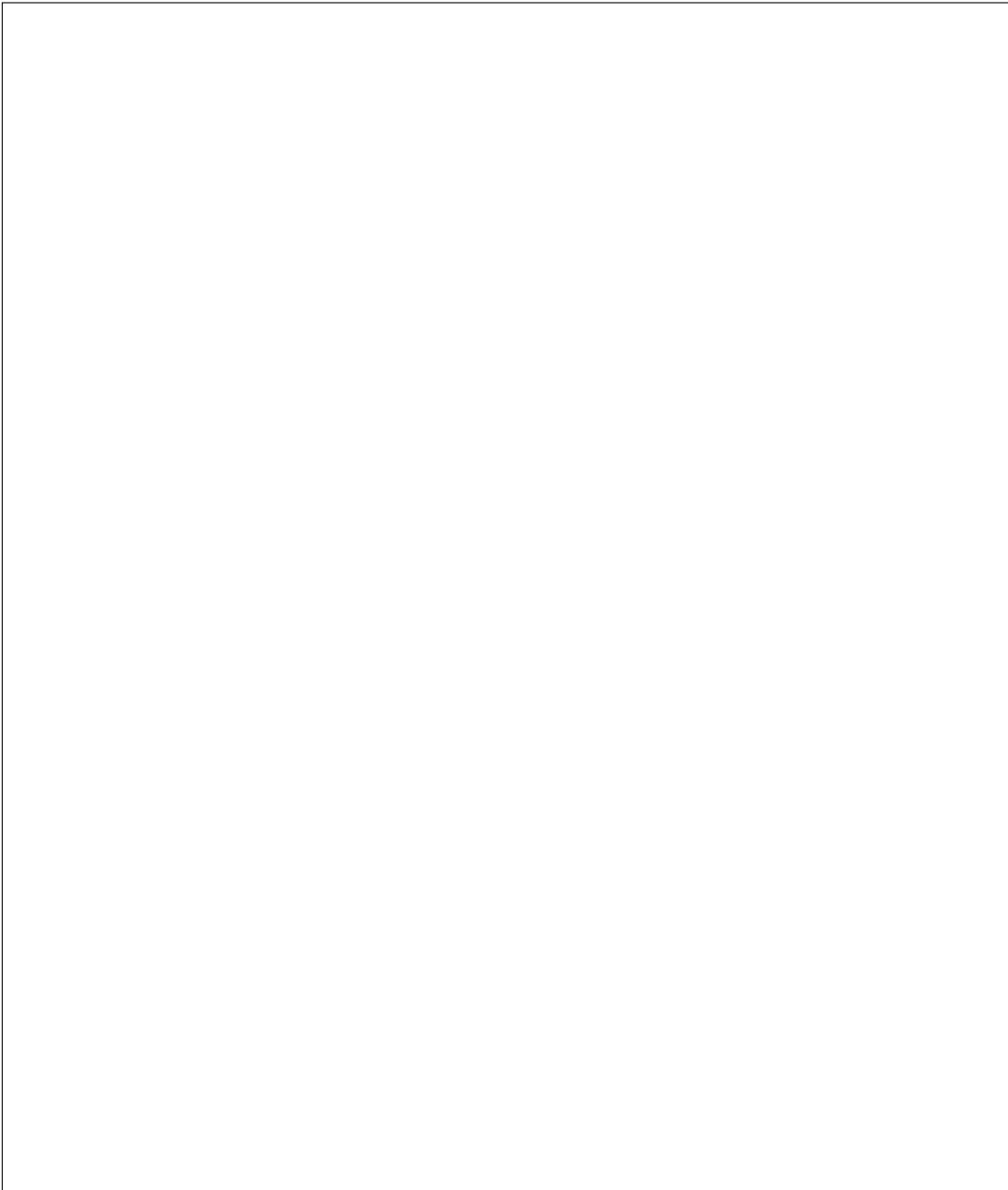
住 所

連絡先電話番号 () -
() -

1 所在地

【被災状況図】

- ・ 枠内に、道路等の周辺状況と敷地全体が収まるように記載してください（おおむねの方位や道路幅の記載もお願いします。）
- ・ 敷地内のすべての建築物等を記載し、それぞれ「住居」「事業所」「店舗」「倉庫」などの種類・名称を記載してください。そのうえで、撤去等した被災建築物等・災害廃棄物等を示してください。
なお、残した建築物等には【残した】と明示してください。



第7章 国庫補助の適用（災害査定）

国庫補助制度は、被災建築物の解体・撤去並びに被災者への撤去費用償還は環境省所管の『災害等廃棄物処理事業』に区分されている。

被災地の復旧を進めるにあたり、他事業の対象となるもの（農地、学校、大手企業等）については、本事業の適用外となる場合もあるため注意する必要がある。

査定資料は概ね発災から3か月程度で一旦提出があるため、発生量のうち家屋解体等については推計値となる。推計部分については推計根拠等を整理しておく必要がある。また過小に推計すると補助金の不足等が発生するため、解体の意向調査等できるだけ不確定な部分を解消するような資料集めが必要となる。また、被災状況写真等環境部局だけで収集することが困難な資料もあるため土木・維持管理部門に資料提供を早めに依頼しておくなどの対応が必要となる。

1. 災害等廃棄物処理事業（環境省）

全区域の災害廃棄物の処理、被災建築物の解体・撤去並びに被災者への撤去費用償還等が対象となる。

災害等廃棄物処理事業は、市町村が生活環境保全上の理由から撤去を行う場合、民有地からの直接排除を実施することができる。

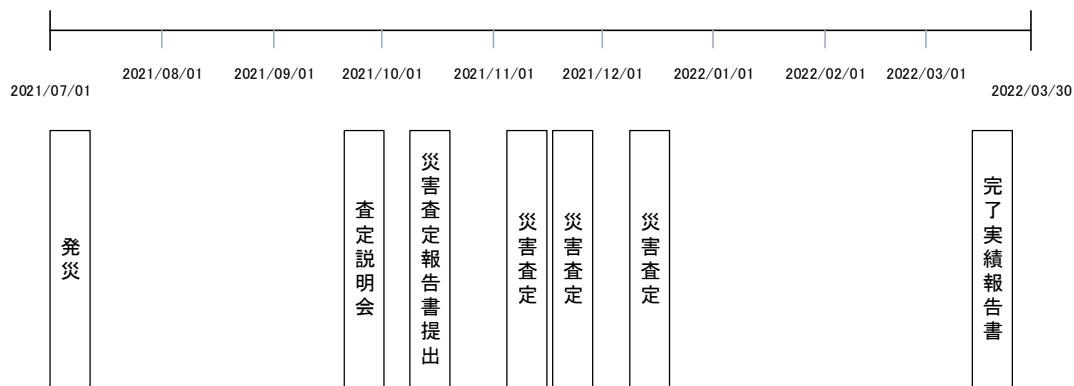
災害等廃棄物処理事業については、査定時の決定見込み額が25億円以上となる場合に「保留」扱いとなる。（平成30年7月西日本豪雨災害の災害等廃棄物処理事業分 約21.6億円）

なお、本事業の対象は廃棄物であり、土砂・岩石・流木は自然物であるため本来対象外となるが、がれきが混合し分別困難なものは『土砂等混じりがれき』とみなし、市町村が生活環境の保全上必要と判断した場合、個別協議で事業の対象（環境省も容認）としている。

2. 事業の流れ

災害等廃棄物処理事業（環境省）は「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」により事務を進めることとなる。

参考として、令和2年7月豪雨災害について、発災から災害査定、補助金申請、事業完了報告書までの流れを示す。年度を超える場合は、年度完了報告書等を提出して翌年度の事業を継続することになる。なお、当初10月に災害査定資料を提出したものの、同時多発的に発生した豪雨被害と新型感染症の影響等により本査定は12月にずれこんでおり、補助金の申請は1月に実施したが当初のスケジュールで記載している。



3. 必要な情報

災害査定報告書で必要な情報は以下のものとなる。

3.1 災害時の気象データ

地震震度、降水量等を最寄りの観測点から調査する。深度については庁舎等に震度計が設置されている場合もあるため、確認する。降水量は時間降水量、日降水量のデータを整理する。

3.2 行政区域図等、各種位置図、被災写真

各種位置とは、一般廃棄物の関連施設位置、仮置場の位置等が必要となる。

また、水害等の場合は浸水範囲図、写真が必要となるため防災や土木関連部局に提供を依頼する。被災写真については可能な限り多く集める必要があることと、撮影位置を地図上に落とす必要があるため、写真だけでなく撮影位置についても情報提供を依頼し、地図上に撮影位置を番号で整理する。

3.3 災害廃棄物発生量の推計資料

災害廃棄物の発生量としては、査定資料作成時には片付けごみの排出は概ね終了していると考えられるため、仮置場に堆積した片付けごみの量と解体等で発生する災害廃棄物量を推計する。まだ土砂等混じりがれきの発生がある場合には発生量の推計を行う。

家屋解体については、罹災証明と物件の住所、被災者名、全壊、大規模半壊、半壊等の区分、住家非住家の別等を整理する。また、解体要望について意向調査している場合には、解体予定棟数から災害廃棄物発生量の推計を行う。意向調査が間に合わない場合には過去の災害等からおおよその解体率を求めて推計を行う。災害査定では全被災家屋の写真が必要となるため、罹災証明申請時の写真等を担当部局から収集するとともに不足がある場合には現地調査で撮影を行う。

3.4 事業費算出内訳の根拠資料

発生が見込まれる費用について、解体費用、処理処分費用、手数料等、委託費等で実績、見込みを分けて整理する。実績については、見積、契約、出来高・請求、支払の資料が必要となる。見積については複数社の見積や、随契での実施の場合は随契理由書等が必要となる。また、単価等については、建設物価等根拠資料が必要となるため準備をしておく必要がある。この点については、経験がないと資料収集等が難しい場合もあるため、可能であれば他部署からの応援を求めることが望ましい。

4. 留意点

- ① 災害査定の資料作成はおおよそ発災後2か月程度から開始となるが、時期として解体の要綱作成や受付、片付けごみの処理等と時期が重複する。人的に余裕がある場合は災害査定資料作成の専従者を置くなどの対応が望ましいが、余裕がない場合は早めの対応を行う、外部に委託するなどの検討を事前に行っておく。
- ② 実際の事業費は、査定時の見込みより増額となる傾向にあるため、査定時の事業費は可能な限り余裕をもって設定する。発災時は重機のレンタル費等が高騰する場合もあるため、状況を事業者に確認し、建機レンタルを行う複数の事業者から見積をとるなどの対応も必要となる。
- ③ 家屋解体の推計では、被災している建物が一般的な住宅の場合は環境省の原単位で推計して差し支えないが、旅館等延床の大きな建物が多い場合はおおよその床面積に単位面積当たりの発生量から災害廃棄物発生量を推計しないと推定発生量が過小となり処理費等が不足する場合があるため注意を要する。
- ④ 査定前に工事や業務を発注する場合は、数量の根拠（サンプリングで決定したなど）を明確にしておく必要がある。
- ⑤ 被災家屋全ての写真等が必要となるため、罹災証明等に添付している写真を整理し、家屋全体が写っている写真等がない場合は、現地調査等の際に撮影を依頼する。